



2021/2022年度版

フィリピン 投資ガイド

KPMGフィリピン



はじめに

この冊子ではフィリピンへの投資を考えられている方のみならず、既に事業を行われていらっしゃる皆様方のために、フィリピンの国の概況、また、同国への投資の可能性について説明します。また、投資の奨励制度、業務規制、税制などについても基本的な情報を提供します。各事項に関する詳細な情報や例外的な取扱い事項などについては言及していません。また、これらの情報は、本冊子の発行後に変更される場合もあります。特に断り書きのない限り、本冊子に記載されている内容は2021年10月の時点で入手可能な情報に基づいたものです。実際にフィリピンで事業を始められる場合は、あらかじめ専門家のアドバイスを受けることをお勧めします。

KPMGは監査、税務、アドバイザリーサービスを提供するプロフェッショナルファームのグローバルネットワークです。145の国と地域でサービスを提供しており、世界中のメンバーファームに236,000人以上のパートナーと従業員を擁しています。

フィリピンにおけるKPMGのメンバーファームであるR.G.Manabat & Co.は、1986年に元中央銀行総裁であるDr.Jaime Layaにより設立され、Mario T. Mananghaya氏の経営参加によりLaya Mananghaya & Co.となり、1998年にKPMGインターナショナルに加入しました。両者の退職後、2007年にRoberto G. Manabatや、Emmanuel P.Bonoanらが新たに加わり、MANABAT SANAGUSTIN & Co.となり、2014年2月以降現在の事務所名となっています。約1,350名以上のプロフェッショナルを擁し、監査、税務、各種アドバイザリーサービスを提供しています。

R.G.Manabat & Co.
KPMG Philippines
マニラ - Head Office:
6th Floor KPMG Center
6787 Ayala Avenue
Makati City 1226, Metro Manila

T: +63 (2) 8885 7000
Email: ph-manila@kpmg.com

目次

第1章	ビジネスの環境	4
	基本情報	4
	政治・経済環境	4
第2章	フィリピンへの投資方法	6
	事業形態	6
	資本制度	9
	設立手続	11
	会社運営	14
第3章	事業規制	19
	会計と財務報告	19
	投資に関する法律と外資規制	21
	環境規制	25
	労働規制	25
	外国為替規制	27
第4章	税制	28
	概要	28
	法人所得税	28
	最終源泉税	35
	拡大源泉税	39
	付加価値税	41
	個人所得税	43
	その他の税制	47
	移転価格税制	48
第5章	投資に対する優遇措置	51

付録	I. 設立手続での必要書類	54
	II. 会社運営のまとめ	55
	III. 税務トピック	58
	1. 税務調査	58
	2. 租税条約の適用および申請	65
	3. 各国との租税条約	66
	4. 財務諸表への税務状況注記	69
	5. 主要な税務申告書	70
	IV. 税制改革法Package 1 (TRAIN) による改正の概要	72
	1. 個人所得税	72
	2. フリンジベネフィット	73
	3. 内国法人に関する事項	74
	4. 付加価値税 (VAT)	74
	5. 寄付金課税	76
	6. 物品税	76
	7. 主要な印紙税	77
	8. 法定遵守事項	77
	V. 税制改革法Package 2 (CREATE法) の概要	79
	1. 法人税率の見直し	79
	2. 既存の優遇措置の終了	79
	3. 新規登録事業に対する優遇措置の付与	82
	4. その他	82
	KPMGフィリピンのサービス内容	83
	連絡先／オフィス	85

第1章

ビジネスの環境

基本情報

フィリピン共和国は、東南アジアに位置し、フィリピン海、南シナ海、セレベス海に囲まれている島国です。大小7,107あまりの島々から構成され、面積は約300,000平方キロメートル(日本の8割程度)です。

フィリピンは主にルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島の3つの地域に区分されます。人口は国全体で110百万人(2020年国連統計)であり、最も人口が多いのはルソン島に位置する首都マニラで、大都市圏(メロマニラ)を形成しており、次いで第2の都市のセブはビサヤ諸島に位置し、第3の都市ダバオはミンダナオ島に位置しています。人口は、増加傾向で推移しています。

これらの地域はいずれも、東南アジアの熱帯気候に属し、雨季、乾期、暑期の3つの季節に分類されます。地域によって差があるものの、一般的には、6月から10月までが雨季となり、11月から2月までが乾期となり、3月から5月までが暑期となります。年間を通じて平均気温は27℃程度で、平均湿度は78%です。

政治・経済環境

政治・体制
形態: 立憲共和制
独立: 1946年
憲法: 1987年2月11日制定
体制: 大統領および副大統領、二院制の立法府、立法・行政より独立した裁判所
行政地域: メロマニラと16の地方、81の州、144の都市
選挙権: 18歳以上

経済指標			
	2018年	2019年	2020年
GDP成長率	6.3%	6.1%	△9.6%
名目GDP (単位:10億USD)	331	360	362
1人あたりの 名目GDP (単位:USD)	3,104	3,512	3,330
消費者物価指数 上昇率	5.1%	2.5%	2.6%
失業率	5.3%	5.1%	10.4%
経常収支 (単位:百万USD)	△8,877	△3,047	12,979
貿易収支 (単位:百万USD)	△43,533	△40,666	△24,597
為替レート(期中平均、 ペソ対USD)	52.7	51.8	49.6
輸出額 (単位:百万USD)	69,307	70,927	65,215
うち対日輸出額 (単位:百万USD)	10,225	10,720	9,807
輸入額 (単位:百万USD)	112,841	111,593	89,812
うち対日輸入額 (単位:百万USD)	10,818	10,580	8,154
直接投資受入額 (単位:百万USD)	3,376	7,553	2,270
政策金利 (単位:%)	4.8	4.0	2.0

出処: JETRO

第2章

フィリピンへの投資方法

事業形態

外国の投資家がフィリピンへ進出を行う場合、子会社、支店、駐在員事務所、パートナーシップ等の形態を利用できます。ただし、外国投資ネガティブリストに記載された業種については、外国企業の投資が禁止・制限されています。

以下、日系企業の主要な進出形態である子会社の設立、支店の開設、駐在員事務所の開設について説明します。

子会社

事業規制にかからない範囲で、外国人投資家がフィリピン国内に会社を設立し事業を行うことが可能です。フィリピンで設立された子会社は、本国の親会社とは別の法人格を有し、フィリピンの内国法人としてフィリピン会社法に従って運営を行う必要があります。

従来、取締役の人数は5名以上15名以下とされ、過半数の取締役はフィリピンの居住者でなければならないとされていましたが、2019年会社法改正により、1名以上15名以下とされ、また、居住者要件も撤廃されています。また、取締役は最低1株の株式保有が義務付けられています。このほか、社長（President）、秘書役（Corporate Secretary）、財務役（Treasurer）といった役員を選任する必要があります（詳細は「第2章 会社運営」を参照）。

また、一般的に外国人投資家が40%以上を投資する場合は、20万米ドルの資本金を払い込む必要があります。

原則として、子会社は、財務諸表を作成し、証券取引委員会（SEC）に報告を行う必要があります。また、税務申告に関しては、税務申告書を作成し、決められた期間内に内国歳入局へ申告・納税する必要があります。

支店

外国企業が、フィリピン国内にその支店を開設することも可能です。フィリピンに開設された支店は、国外の本社の一部として位置づけられ、営業上の拠点として登録されます。

支店の開設は、子会社の設立に比べ設立要件等が簡易であるという利点があるものの、財務報告および税務申告に関しては子会社と同等の手続が必要とされています。すなわち、財務報告については、支店の財務諸表を作成し証券取引委員会（SEC）へ報告を行う必要があります。法人所得税の計算に関しては、本社の所得と支店の所得を切り分け、支店の課税所得を計算し申告・納付を行う必要があります。また、支店を開設する場合でも、子会社の設立と同様に最低20万米ドルの資本に相当する金額を払い込む必要があります。さらに、フィリピン支店が本国の本店に送金を行う場合、送金額×15%の支店利益送金税が課されます。

なお、支店設立後60日以内に500,000ペソ以上の有価証券をSECに預託する必要があります。

また、このほかにも総所得が10,000,000ペソを超えた場合、その超過分の2%にあたる有価証券を追加預託する必要が生じたり、時価の下落による損失部分について有価証券の追加預託が求められたりする場合があります。

その他、親会社の財務諸表の財務比率によって追加預託が求められる場合もあります。

駐在員事務所

外国企業は、フィリピン国内に駐在員事務所を設立することも可能です。支店と同様、駐在員事務所は、本社の一部として位置づけられます。駐在員事務所は通常、情報収集・分析、販売促進など限定された活動を行うことが前提とされており、フィリピン国内で所得を獲得する活動を行うことができません。所得を獲得する活動を行ってしまうと、恒久的施設の認定を受けフィリピン国内で課税されるリスクがある点に留意が必要です。

駐在員事務所を開設する際は、最初の運転資金として最低3万米ドルの送金が必要です。駐在員事務所は、この運転資金の範囲内で業務を行います。

なお、駐在員事務所も財務報告および税務申告に関しては、子会社・支店と同等の手続が必要とされています。

地域統括本部(RHQ, Regional Headquarters)

国際取引を行う多国籍企業の管理本部として地域統括本部（RHQ, Regional Headquarters）をフィリピンに支店形態で設立することも可能です。フィリピンの地域統括本部（RHQ）は、アジア太平洋地域の子会社および関連会社ならびに支店に

対して管理監督、連絡、調整を担います。他の支店形態と異なり、フィリピンを源泉とする所得を獲得することや、フィリピンの子会社および他の支店の経営参加を行うことができません。また、年間5万米ドルの資本に相当する金額を、運営費を補うために送金することが義務付けられています。なお、地域統括本部としてさまざまな優遇措置が付与されます。ただし、税制改革案の施行により2018年1月1日以降、個人所得税優遇税率は廃止されています。

地域事業統括本部(ROHQ, Regional Operating Headquarters)

フィリピン、アジア太平洋地域およびその他の外国市場で事業を行う関連会社および子会社ならびに支店へ以下のサービスを行うための統括本部として、地域事業統括本部(ROHQ, Regional Operating Headquarters)をフィリピンに支店形態で設立することも可能です。

- ・管理業務／計画
- ・事業計画／調整
- ・原材料の調達
- ・財務アドバイザーサービス
- ・販売管理／促進
- ・訓練／人材管理
- ・物流サービス
- ・研究開発／製品開発
- ・技術支援／メンテナンス
- ・データ処理
- ・事業開発

地域統括本部(RHQ)とは異なり、フィリピンを源泉とする所得を獲得することが可能です。なお、最低20万米ドルの資本に相当する金額を払い込む必要があります。地域事業統括本部(ROHQ)は、地域統括本部(RHQ)と同様にさまざまな優遇措置が付与されます。ただし、地域統括本部(RHQ)同様、地域事業統括本部(ROHQ)についても、2018年1月1日以降、個人所得税優遇税率は廃止されています。

地域倉庫(RW, Regional Warehouses)

国際取引に従事し、スペアパーツ、コンポーネント、半製品および原材料をアジア太平洋地域およびその他の外国の流通業者または市場に供給し、地域統括本部(RHQ)または地域事業統括本部(ROHQ)を設立している、または同時に設立する多国籍企業は、地域倉庫を開設することが可能です。地域倉庫の役割は、梱包、

包装、切断、マーキング、ラベル貼り、顧客仕様への変更、販売可能な商品への組立等を含むパーツ、原材料等の保管および輸出用に本社が購入した商品の倉庫管理を行うことです。地域倉庫自体は、直接的に事業を行ったり、販売促進行為やフィリピン国内での製品の販売等の契約締結を行ったりすることはできません。地域倉庫としてさまざまな優遇措置が付与されます。

その他の事業形態

建設プロジェクト等のため2社以上の企業がジョイントベンチャーを形成する場合があります。ジョイントベンチャーは子会社として法人を設立するケースのほか、契約に基づきコンソーシアムを形成するケースが見られます。

資本制度

資本制度の概要

フィリピン会社法上、日本と同様に資本制度が規定され、会社の設立に際しては、資本の引受や払込みが行われます。また、支店や駐在員事務所についても子会社(株式会社)の場合と同様に、資本に相当する金額の引受や払込みが求められます。

フィリピン会社法では、資本は以下の通り授権資本(Authorized Capital)、引受資本(Subscribed Capital)、払込資本(Paid-in Capital)の3種類に分類されます。

なお、従来、会社設立時において、授権資本の25%が引受けられ、かつ、引受資本の25%の払込みがなされる必要がありましたが、2019年会社法改正により、当該規制は撤廃されています。

資本の種類	
授権資本 (Authorized Capital)	取締役会の決定で株式を発行できる授権資本枠。授権資本は、引受資本の4倍を限度として株主総会の決議で設定を行うことができます。
引受資本 (Subscribed Capital)	授権資本のうち引受が行われている部分。ただし、外国人株主は、後に記載する最低資本金以上を払い込む必要があります。
払込資本 (Paid-in Capital)	引受資本のうち実際に会社に対して払込みが行われている部分(会計上、資本の部に計上される部分)。

最低資本金または送金額

フィリピンでは最低資本金制度がありましたが、2019年会社法改正により撤廃されています。ただし、国内市場向け企業については、外資規制により、最低資本金（払込資本）の額が設定されています。外国企業がフィリピンに子会社を設立するか、または支店を開設する場合は、20万米ドルの最低資本金が必要となります。

業種	最低資本金
外資持分比率40%以上の国内法人	
国内向け企業	USD 200,000
外国企業の支店	
国内向け企業	USD 200,000
外国企業の駐在員事務所	USD 30,000

なお、子会社、支店ともに、最先端技術に関連する活動を行う場合や50人以上の従業員を直接雇用する場合には、最低支払うべき資金の額が10万米ドルに減額されます。

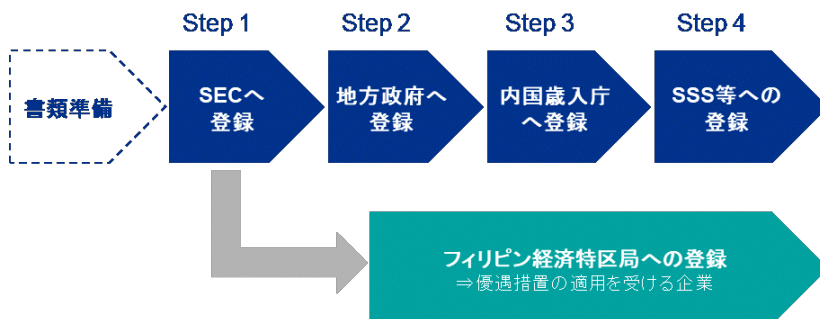
下記は、主な進出形態である子会社および支店ならびに駐在員事務所の進出形態の比較を表にまとめたものです。

	子会社	支店	駐在員事務所
法人格	本国本社とは別個の法人格	本国本社と一体	本国本社と一体
所得を生む活動	可能	可能	不可
資本金または初期送金額	USD200,000以上	USD200,000以上	USD30,000以上
財務報告／納税申告業務	必要	必要	必要
発起人／居住代理人	1名から15名以下	1名	1名
取締役／居住代理人	1名から15名以下取締役の居住要件なし	フィリピン居住者である代理人が1名必要	フィリピン居住者である代理人が1名必要
法人税率※	25%/20%もしくは最低法人税2%/1%	25%もしくは最低法人税2%/1%	適用なし
法定監査	原則として必要	原則として必要	原則として必要

※法人税率の詳細は、第4章「税制」を参照ください。

設立手続

【設立手続の流れ】



証券取引委員会への登録手続

フィリピンで事業を行うためには、まず証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission、以下“SEC”) への登録を行う必要があります。これは子会社、支店、駐在員事務所いずれの場合においても要求されています。必要書類をSECに提出し登録証明書 (Certificate of Incorporation) の発行を受ける手続を行います。

SECへの主な提出書類は、次ページの図表の通りですが、銀行発行の送金証明書、預金証明書が含まれます。子会社の設立については資本金の払込み、支店・駐在員事務所の開設については、資本金に相当する運転資金の払込みを終えた後にSECへの登録を行う手順となっている点に留意が必要です。

具体的なSECへの登録手続としては、まず、SECに社名予約後、社名予約証明書として verification slip を入手します。次に、定款 (Articles of Incorporation) および付属定款 (By-laws) の作成を行います。その後、財務代理人 (Treasurer-in-trust) を選任して、銀行口座を開設し、資本金の払込みを行います。資本金の払込みが完了したら、銀行より資本金の送金証明書、預金証明書を手入します。最後にSECへの登録情報書を作成し、上記の書類と財務役代理人の宣誓書とともに提出することになります。

全ての書類を提出してから約1ヵ月で登録証明書が発行されます。SECは2017年11月より会社登録システム (Company Registration System) を導入していますが、2021年10月時点では十分に機能していない状況にあります。

【SEC登録のための必要書類】

必要書類	子会社	支店／駐在員事務所
申請書	Form F100	Form F103/F104
社名確認書(社名3候補)	○	○
定款および付属定款	○	
本店の定款および付属定款		○
本店取締役会議事録 (支店／駐在員事務所開設の決議等)		○
財務役宣誓書	○	
本店の監査済み単体財務諸表		○
送金証明書	○	○
預金証明書	○	○
登録情報書	○	○

内国歳入庁・地方政府等への申請、登録手続

SECの登録後、以下のような各種登録手続が必要となります。

1. 地方政府 (Local Government Units, LGU) への登録

- Community Tax Certificate (CTC) の取得
- バランガイ (地方行政単位) の承認 (Barangay Clearance)
- 市長の承認 (Mayor's permit) と事業許可書 (Business License) の取得
(申請に必要な書類)
- SEC登録証明書
- 事業所賃貸契約書

2. 内国歳入庁 (Bureau of Internal Revenue, BIR) への登録

- 納税者番号の取得
- 源泉徴収代理人の登録
(申請に必要な書類)
- SEC登録証明書
- 事業所賃貸契約書定款・細則

- 会計帳簿
- 印紙税の納付

許可が下りると、登録証明書 (Certificate of Registration) が発行されます。

なお、従来、地方政府が発行する事業許可書がBIRへの申請手続に必要とされていたため、地方政府登録完了後に、BIRへ登録申請する必要がありました。しかし、2020年6月発行のRMC No.57-2020により、事業許可書の提出が不要とされたため、地方政府と並行してBIRへ登録申請をすることが可能となりました。

3. 社会保障制度等への登録

- 社会保障制度 (SSS, Social Security System)、健康保険公社 (PhilHealth)、持家促進相互基金 (HDMF/ Pag-Ibig) への登録

会社設立手続にかかる費用

各機関への登録費用は、登録資本に左右されます。SECでは、主な費用として、登録資本の0.2%の申請手数料および申請手数料の1%の調査費用が発生します。また、BIRの申請では、諸々の申請費用に加え、印紙税が課されるため、登録資本200ペソにつき2ペソを支払う必要があります。

例えば、20万米ドルが外国企業に求められる最低資本金額 (授權資本金額、引受資本金) であることを考えると、下記のような金額が最低限必要となります。このほかにも、地方政府への支払手数料がかかります。

設立費用 (1 USD = 53 pesos) (例)		
SEC	$200,000 \times 53 \times 0.2\% \times (1+1\%)$	21,412 PHP
BIR	$200,000 \times 53 \div 200 \times 2$	106,000 PHP

フィリピン経済特区庁への登録手続

特別経済区域に入居し、優遇措置を受けることを意図している企業は、フィリピン経済特区庁への登録が必要となります (優遇措置の内容は、第5章 投資に対する優遇措置参照)。フィリピン経済特区庁 (Philippine Economic Zone Authority) は通称“PEZA”とよばれ、フィリピンでの優遇投資の登録・管理を行っている機関のひとつです。このPEZAへの登録申請は、SECの登録手続の前後に行われます。したがって、通常は上述のうち、会社の設立、内国歳入庁・地方政府等への登録手続と平行して行われることになります。

申請書類は、事業の内容によって多岐にわたりますが、例えば以下のようなものが必要となります。

- PEZA申請フォーム(RA3019)
- 反汚職証明
- PEZA申請および代表者指名に関する取締役会議事録
- SECの登録証明書
- 定款、付属定款
- 事業の詳細(開発計画とタイムテーブル)プロジェクトブリーフ
- 申請者の公証済み宣誓書
- 取締役の履歴書およびパスポートコピー
- 親会社の概要

上記書類を提出した後、PEZAのボードミーティングで承認されれば、PEZA登録のための事前の条件が提示されます。事前の条件に記載されている事項・書類を準備し、提出することによって許可が下ります。事前の条件には、環境天然資源省から発行された環境適合証明書が求められる場合があります。許可が下りると、アグリーメントのサイニングをPEZA長官と行い、その後PEZA登録証明書(PEZA Certificate of Registration)が発行され、優遇措置を受けることができます。

なお、PEZAのボードミーティングは、月2回開催されます。申請は、ボードミーティングの最低3日前までに行う必要があり、申請のタイミングに留意する必要があります。

会社運営

フィリピン会社法に基づいて設立された株式会社は、日本の株式会社と同様、株主によって構成される株主総会により会社の基本的事項について意思決定が行われます。また、株主総会で選任された取締役から構成される取締役会において経営の重要事項について意思決定が行われます。

なお、フィリピン会社法では、取締役会によって社長(President)、財務役(Treasurer)、秘書役(Corporate Secretary)といった役員(Officers)の選任が求められています。

次に、フィリピン会社法上の事業運営の特徴点について説明します。

会社の存続期間

2019年会社法改正により、最大50年とされていた会社存続期間は撤廃され、原則、存続期間は無期限とされました。ただし、株主総会決議により、存続期間を別途設定することも認められています。

株主総会

株主総会は、株主全員によって構成される機関で、会社の基本的事項について意思決定を行います。定時株主総会の招集通知は、付属定款に別段の定めがない限り、原則として総会の少なくとも21日前(2019年度会社法改正。改正前は2週間前)までに、名簿上の全ての株主に送付する必要があります。また、臨時株主総会の招集通知は、付属定款に別段の定めがない限り、原則として総会の少なくとも1週間前に、名簿上の全ての株主に送付する必要があります。なお、金銭配当は、取締役会の決議により実施されるため、株主総会での決議は必要とされていない点に留意が必要です。また、2019年会社法改正により、付属定款または取締役会の決議に基づき、株主総会は電話会議・テレビ電話会議で行うことも認められることとなりました。

- 通常決議

株主総会では、議決権行使可能な株主の議決権の過半数の賛成をもって承認が行われます。

決議事項

- 1) 監査済みの財務諸表の承認
- 2) 取締役の報酬決定 など

- 重要事項の決議

法令で定める重要事項については、議決権行使可能な株主の議決権の過半数の賛成をもって承認が行われます。

決議事項

- 1) 取締役の選任
- 2) 取締役解任の株主総会招集
- 3) 付属定款の採用・変更 など

- 特別決議

発行済み株式総数の3分の2以上の賛成をもって承認が行われます。そのほとんどの決議は、事前に取締役会の過半数の決議を得る必要があります。

主な決議事項

- 1) 定款の変更(15条)

- 2) 取締役の解任(27条)
- 3) 合併(76条)
- 4) 株式配当(42条)
- 5) 取締役等に対する財産の売却または処分(31条)
- 6) 先取買取請求権の拒否(38条)
- 7) 増資・減資(37条)
- 8) 社債の発行(37条)
- 9) 解散(114条)

- 開催場所

株主総会または社員総会は、通常または特別のいずれにしろ、法人の本店が所在する市または自治体において開催するものとされています。また、可能であれば、本店で開催するものとされています。

- 定足数

会社法または付属定款に別段の定めがない限り、株主総会は、発行済み株式総数の過半数にあたる株式を保有する株主をもって定足数となります。

取締役会

取締役会は、取締役ににより構成され、経営の重要事項について意思決定を行います。取締役は最低でも1株の引受を行う必要があります(すなわち、取締役は株主である必要があります)。また、従来、取締役の過半数は、フィリピン居住者であることが求められていましたが、2019年会社法改正により、当該要件は撤廃されています。取締役の任期は1年で定款の定めに従って1名～15名の人数を選任できます。取締役に対する報酬総額は、前事業年度の税引前当期純利益の10%を上限として認められます。

付属定款に別段の定めがない限り、取締役会の定足数は、登記されている取締役の過半数であり、取締役会は出席した取締役の人数の過半数の賛成をもって決議を行います。なお、株主総会と同様、取締役会は電話会議・テレビ電話会議で行うことが可能です。

ただし、役員を選任は、全ての取締役の過半数の賛成をもって決議されます。

- **Nominee (ノミニー) 制度**
Nominee制度とは、株式の名義代理人制度をいいます。Nominee制度を利用することで、日本の親会社を実質的な株主としつつ、1株以上の株式の権利行使権限を取締役に付与することが可能となります。これにより、**General Information Sheet**等において株主として記載でき、取締役の株主要件を満たす一方、取締役交代時の株式売買手続が不要となります。Nominee制度を利用する際には、一般に**Declaration of Trust**というタイトルの書類を作成し、諸種事項を定めることとなります。

役員 (Officers)

役員は取締役会により選任されます。会社法上、役員として社長 (President)、財務役 (Treasurer)、秘書役 (Corporate Secretary) の選任が義務付けられています。

- **社長 (President)**
社長は、会社を代表して業務の執行にあたるもので、日本での代表取締役に相当するものです。社長は、取締役である必要があります (したがって、株主でもある必要があります)。後述する財務役、秘書役との兼任はできません。
- **財務役 (Treasurer)**
財務役は、主に財務報告書類の正確性を確認し、署名を行います。また、会社預金の引出しや小切手等への署名、会社帳簿の証憑の保管、財務諸表の政府機関への提出を行うなどの義務を有します。
財務役は取締役である必要はありませんが、フィリピン居住者であることが求められます。
- **秘書役 (Corporate Secretary)**
秘書役は、主に株主総会の召集通知の発送、株主総会や取締役会の議事録作成や監督、株券発行の管理・副署、株主名簿の管理、社章の保管・押印・証明、委任状の有効性の確認などを行います。秘書役は取締役である必要はありませんが、フィリピン国籍を有するフィリピン居住者であることが求められます。 秘書役は会社のコンプライアンスの根幹となる重要な役割を担うため、フィリピン在住のフィリピン人弁護士に依頼するケースが多く見受けられます。

会社運営に必要な事項については、付録をご参照ください。



ひとことMemo①

【会社清算時の手続】

会社の清算手続は会社設立時と概ね逆の順番となり、具体的な手続は以下ようになります。

- ・従業員の解雇手続
- ・BIRにおける手続(TINのキャンセル、タックスクリアランス取得手続)
- ・地方政府における手続
- ・SSSなど社会保険機関における手続
- ・SECにおける手続

なかでもBIRの手続として、過去の未納付税金がないことを確認するため、通常過去3年分について税務調査が行われます。この税務調査が終了するまで、清算手続に必要なタックスクリアランスが発行されない点に留意が必要です。

第3章

事業規制

会計と財務報告

会計帳簿

全ての会社は、帳簿を整備し、内国歳入庁所轄税務署長より承認を得る必要があります。会計帳簿は、フィリピン通貨(ペソ)による記帳および、確定申告書提出後10年間の保存が求められます。内国歳入庁は、会計帳簿の調査を行う権限を通常は3年間有し、一般的には、1課税年度につき1回のみ調査が行われます。

なお、10年間の会計帳簿保存は、申告書の締め日の翌日、または申告書の提出が遅れた日から5年を経過した後は、条件を満たせば電子的方法による記録も認められています。

会計期間(課税期間)

フィリピンの所得税法では、会計期間(課税期間)は、暦年ベース(1月1日から12月31日)とされます。ただし、12ヶ月の会計期間(課税期間)を任意に選定することも可能です。なお、会計期間の変更には、付属定款の変更を行ったうえで、SECへ申請を行い、最終的にBIRからの承認を得る必要があります。BIRへの承認は、変更後の会計期間の開始日から60日以前に申請を行う必要がある点に留意が必要です。

会計報告の義務

総資産および総負債が600,000ペソ以上の会社は、独立の公認会計士による監査済みの財務諸表をSECに提出する必要があります。SECへは事業年度終了日から120日以内に提出する必要があります。

このほか、年間売上高が3,000,000ペソを超える場合は、独立の公認会計士による監査済み財務諸表を内国歳入庁に提出する必要があります。監査済み財務諸表は、BIRへ事業年度終了日から4ヶ月目の15日までに提出する必要があります。上記の規定により、ほとんどの日系企業は公認会計士の監査を受ける必要があるものと考えられます。

会計の原理

フィリピンで一般に公正妥当と認められている会計の原則は、国際財務報告基準にはほぼ準拠するものです。フィリピンでは段階的にIFRS®基準が導入され、2005年より全面的にIFRS基準が採用されました。国内の会計基準設定主体である財務報告基準委員会 (Financial Reporting Standards Council, FRSC) は、フィリピン財務報告基準 (Philippine Financial Reporting Standards, 以下PFRS) を発行しています。ただし、中小企業については、実務的な負担を考慮して「中小企業向けPFRS」 (PFRS for Small and Medium-Sized Entities:PFRS for SMEs) が適用されます。ここでの中小企業とは、総資産100百万ペソ以上350百万ペソ以下、もしくは総負債100百万ペソ以上250百万ペソ以下の会社等をいいます。なお、「中小企業向けPFRS」は「中小企業向けIFRS基準」と同等の会計基準となっています。総資産と総負債が3百万ペソ以下の零細企業については、中小企業向けIFRS基準の採用に替えて、税務会計等の簡易的な計算を行うことができるとされています。

なお、2019年1月1日以降開始する事業年度より、総資産もしくは総負債3百万ペソ以上100百万ペソ未満の企業について、PFRS for SEが適用されることとなりました。

適用基準	対象会社	特徴
PFRS	PFRS SMEsまたはPFRS for SE適用会社以外の会社	IFRS基準と同様
PFRS for SMEs	総資産100百万ペソ以上350百万ペソ以下もしくは総負債100百万ペソ以上250百万ペソ以下の中小企業	PFRSと比較して簡素化された内容
PFRS for SE	下記の全てを満たす会社 1) 総資産もしくは総負債が3百万ペソ以上100百万ペソ未満 2) 証券規制法第68条に基づき、財務諸表を提出する必要のない企業 3) 公開市場において、金融商品を発行する目的で財務諸表を提出する過程にない企業 4) 政府機関によって発行されたセカンダリーライセンスの保有者でない企業 5) 他国で事業もしくは投資を行っていない 6) 親会社がPFRSもしくはPFRS for SMEsの適用対象となっていない企業	PFRS-SMEs に比して、さらなる簡素化 (例) リース、退職給付、税効果会計、判断および見積に関する注記

投資に関する法律と外資規制

フィリピンでの投資に関わる主な規定は1987年オムニバス投資法(The Omnibus Investment Code)、1991年外国投資法(The Foreign Investment Act)、特別経済区域法(The Special Economic Zone Act)にまとめられています。

オムニバス投資法

(The Omnibus Investment Code, Executive Order No. 226)

オムニバス投資法は、フィリピンでの投資に関する全ての法律を合わせるかたちで1987年に制定されました。オムニバス投資法は、税務上の優遇措置やその他の優遇措置を拡大してフィリピンへの投資を推進するために制定されました。

オムニバス投資法はBook I からBook VIまでの6章で構成されています。ただし、別途に外国投資法が制定されたことにより、インセンティブを伴わない投資に関する規定(Book II)が無効化されました。これによりオムニバス投資法は、インセンティブを伴う投資に関する法律として位置づけられています。

外国投資法

(The Foreign Investment Act, Republic Act No. 7042)

外国投資は1991年に制定されました。前述の通り、外国投資法は、従来オムニバス投資法に含まれていた「インセンティブを伴わない投資」に関する規定に替わるものです。オムニバス投資法により40%に制限されていた外国資本の出資比率が、一定の条件の下で緩和され、規制対象外の業種については100%外資の投資が行えるようになりました。

特別経済区域法

(The Special Economic Zone Act of 1995)

特別経済区域法は特定の地域に対する投資を促進するため、1995年に制定されました。指定された経済地区に進出する企業に対して優遇措置を与えるものです。

外国投資家の基本的権利

オムニバス投資法により、全ての投資家は以下の権利が保護されています。

- 投資の清算と本国へ資本を引き上げる権利
- 利益、キャピタルゲイン、配当を送金する権利
- 外国為替を得る権利
- 対価なく政府から投資資産の収用を受けない権利

外国投資の制限

外国投資法に基づき、外国投資ネガティブリスト(FINL, Foreign Investment Negative List)に記載される一定の業種については、外国資本の出資比率が制限されています。逆にいえば、外国投資ネガティブリストに記載のない業種については、出資比率の制限なく投資を行える制度となっています。

当該投資法における「外国投資家」とはフィリピン国民以外のものと定義されており、また、「フィリピン国民」とはフィリピン国籍を有する個人、ならびに、フィリピン国内法による設立された会社であって、その発行株式および議決権の60%以上をフィリピン国民により保有されているもの等とされています。

外国投資ネガティブリストは、リストAとリストBから構成されています。

- リストA:
外国人の投資が憲法または特定の法律に基づいて制限されるもの
- リストB:
外国人の投資が安全、国防、健康および倫理に対する危険または地域の中
小企業の保護のために制限されるもの

【外国投資ネガティブリスト】(抜粋)

List A
外国資本による投資が禁止される業種
インターネットビジネスおよびレコーディング以外のマスメディア
特定の専門職(放射線・エックス線技術、犯罪捜査、法律、海上職員等)
払込資本がUSD 2,500,000以下の小売業
小規模鉱山業
海洋資源を使用する業務
闘鶏場の運営
核兵器の製造等
生物兵器の製造 など
外国資本比率が25%以下に制限される業種
人材紹介業
軍事防衛に関わる建設業
外国資本比率が30%以下に制限される業種
広告業
外国資本比率が40%以下に制限される業種
公的事業の契約(以下を除く)
a. BOT法(共和国法7718号)に基づくインフラ開発プロジェクト
b. 外国の資金援助を受け、国際競争入札を条件とするプロジェクト
天然資源の発掘、開発**
土地の所有
公共サービス業の運営
教育機関の運営または設立
政府系企業への物品の納品
コンドミニアムの所有
私的ラジオネットワークの構築 など

**大統領が承認する場合には、100%外資参入可

List B

外国資本が40%まで制限

1. フィリピン警察により規制されている物品の製造
2. フィリピン国防省により規制されている物品の製造 など

(以上、2018年11月発行の「第11次ネガティブリスト」による)

なお、建設業に関しては、外国投資ネガティブリストでの制限はありませんが、別途規制当局であるフィリピン建設業者許可委員会 (Philippine Contractors Accreditation Board.PCAB) により、外資比率が40%に制限されています。



ひとことMemo②

【PCABによる外資規制は無効?!】

一部の建設業務について外資比率を40%に制限するPCABの規則については法律上の外資規制から逸脱するものであり、憲法上も無効であるとしてマニラウォーター社がPCABに対して訴訟を起こしています。その結果、2020年3月にフィリピンの最高裁判決はこの規則を無効とする判断を示しました。ただし、2021年10月時点でPCABは最高裁判所に対して再考申立てを行っている状況であり、建設業をはじめとした外資企業の注目を集めています。

土地所有の制限

フィリピンでは外国投資ネガティブリストにより、外国資本比率が40%超の会社は土地を所有することができません。そのため、工場などの用途で土地を利用する場合、通常、土地所有者からリース(賃貸期間最長50年、更新可)するか、現地のパートナーと土地所有会社を設立し当該土地所有会社から土地をリースする方法がとられています。

土地所有会社を設立する場合、ネガティブリストにある通り外国資本比率が40%を超えることができません。したがって、通常は60%以上の持分を以下に依頼することが考えられます。

1. Retirement Fund (従業員の退職年金基金)
2. フィリピン人のビジネスパートナーや弁護士

Retirement Fundとは、フィリピンで従業員の退職金に充当する資金を会社が拠出し運用する基金です。会社設立直後では、Retirement Fundが設立されていないことが想定されるため、実務上は、上記2.の方法でフィリピン人のビジネスパートナーや弁護士に株主となってもらった土地所有会社に土地を取得させます。その後Retirement Fundに資金が蓄積された段階で、必要に応じて土地所有会社の株式を基金に移動させることが行われています。

環境規制

フィリピンの環境関連の規制を管轄する部署は、環境天然省(DENR, Department of Environment and Natural Resources)です。また、DENRの下に置かれている環境管理局(EMB, Environmental Management Bureau)によって環境適合性評価(ECC, Environmental Compliance Certificate)が行われています。

労働規制

1974年制定のフィリピン労働法(Labor code of the Philippines)によって、労働の基本的な規制が示されています。

労働規制	
採用	・試用期間は6ヵ月以内
就労時間	・1日8時間以内 ・通常は1週間5日以内 (緊急の場合には、週48時間、6日勤務させることができる)
時間外手当 /深夜手当	<u>午前6時以降午後10時までの残業</u> ・8時間以内での残業は割増なし ・8時間超の残業に対して25%割増(時間外手当) <u>午後10時以降午前6時までの残業</u> ・8時間以内での残業は10%割増(深夜手当) ・8時間超の部分に対して37.5%割増 110%×125%⇒137.5%(深夜手当+時間外手当)
休日出勤手当	<u>通常の休日・特別祝祭日</u> ・8時間以内の勤務に対しては30%割増 ・8時間超の勤務に対しては上記の30%割増 ・休日と特別祝祭日が重なる場合は50%割増 <u>法定祝祭日</u> ・100%割増 ・法定祝日と休日が重なる場合は160%割増
給与の支給	・2週間に1回の支給 ・もしくは、1ヵ月に2回、16日以内の間隔で支給
13ヵ月目給与	・最低1ヵ月分(注)
退職金	・5年以上勤務実績があり、かつ60歳以上の従業員に対して 就労年数×月給×0.5を支給
有給休暇	・1年以上勤務した労働者は1年に5日の有給休暇を取得する権利を有する。
解雇	・契約違反等の一定の事由がある場合を除き、解雇できない。

(注) 13ヵ月目給与とはその年に一般従業員が受け取った基本給の1ヵ月分を12月24日以前までに支給するものをいい、フィリピンにおいて雇用主が一般従業員に対して支払うことが義務付けられている報酬をいいます。

なお、近年、労働雇用省(Department of Labor and Employment, DOLE)は、ENDOとよばれる不当に短期的解雇・再雇用を繰返す契約労働を排除する意向であり、日系企業も非正規雇用社員を正規社員化する対応が求められています。

外国為替規制

一般的にフィリピンは自由な外国為替制度を採用しています。外貨の持ち込み、持ち出し、売却は自由に行うことが可能ですが、主に以下のような規制がある点に留意が必要です。

- 海外からの借入
外貨での借入を行うことができますが、市中銀行を通して元利金の返済を外貨で行う場合、中央銀行(BSP, Bangko Sentral ng Pilipinas)への事前の許可等が必要となります。
- 配当等の送金
配当や利益の送金のために市中銀行を通して外貨を購入する場合は、中央銀行の事前の登録が必要となります。通常は設立手続きの際にSECの承認から1年以内に中央銀行への登録を行います。

上記の通り、BSPが認める認可代理銀行(Authorized Agent Bank:AAB)にてペソを外貨に両替する場合には、上記のBSPの事前許可が必要です。このBSPの事前許可がないと、フィリピンではペソを外貨へ両替することは難しいことにご留意ください。取引等から外貨を取得していない企業が、親会社等からの借入時にこのBSPの許可を取得することを失念し、ペソを外貨に両替できず、親会社等に返済することができないというトラブルが想定されます。

第4章

税制

概要

フィリピンの税制は、国税と地方税に分類され、主に以下のような種類に分かれています。

国税	地方税
<ul style="list-style-type: none">- 所得税(法人所得税、個人所得 税)- 付加価値税- 関税- 相続・贈与税- パーセンテージ税- 物品税- 印紙税- キャピタルゲイン税 など	<ul style="list-style-type: none">- 固定資産税- 不動産取引税- 事業税 など

国税は、内国歳入庁と関税庁が管轄し、地方税は、州・市・自治区等の地方政府が管轄しています。内国歳入法を基本とし、1997年に改定された「1997年租税改正法(Tax Reform Act of 1997, Republic Act No. 8424)」が現行法として運用されています。1997年改正租税法は、全292条からなり、内国歳入庁の組織、所得税、贈与税、付加価値税、その他のパーセンテージ税、特定商品に対する消費税、印紙税等網羅的な規定となっています。地方税に関しては、従来は地方自治体による課税は禁止されていましたが、1991年に制定された「地方自治法(Local Government Code)」により課税が行われるようになっています。

法人所得税

概要

フィリピンにおける法人所得税の納税義務者は、内国法人と外国法人に分類され、さらに外国法人は居住外国法人と非居住外国法人に区分されます。

当該区分に基づき、内国法人は全世界所得に対して、居住外国法人はフィリピン国内所得に対して課税されます。非居住外国法人には、特定所得への源泉徴収により課税が行われます。

内国法人と居住外国法人は売上高から必要経費を差し引いた正味課税所得に対して25%または20%のフラットレートで計算された税額に基づき申告・納税を行います。なお、源泉分離課税対象所得は、通常の所得計算から除外され、源泉徴収税額が確定税額となります。一方、非居住外国法人については正味の課税所得の計算は行われず、源泉徴収により課税が行われます。

納税義務者の分類

納税義務者は、内国法人と外国法人に分類されます。さらに外国法人は居住外国法人と非居住外国法人に分類され、それぞれの分類ごとに課税の範囲が定められています。

内国法人は、フィリピンの法律により設立・登録された法人で、一般的に、フィリピンで設立された子会社は内国法人に該当します。一方、外国法人とは、フィリピンの法律に基づいて設立された法人以外の法人です。外国法人のうちフィリピン国内で事業を営む法人は居住外国法人とされ、一般的にはフィリピンで営業を行う支店などが該当します。外国法人のうちフィリピン国内に支店等の恒久的施設を有さない法人は非居住外国法人とされます。

法人の分類	定義
内国法人	フィリピンの法律により設立された法人
居住外国法人	内国法人以外の法人で、フィリピン国内で事業を営む法人
非居住外国法人	内国法人以外の法人で、フィリピン国内で事業を営まない法人 (恒久的施設を有さない)

課税所得の範囲

内国法人、居住外国法人、非居住外国法人の分類ごとに次のように課税の範囲が定められています。ただし、内国法人の株式売却益については、売却地を問わずフィリピンの国内源泉所得とされています。

法人の分類	課税所得の範囲
内国法人	全課税所得
居住外国法人	フィリピン国内源泉所得
非居外国住法人	フィリピン国内源泉所得 (貸付金の利子、配当、ロイヤルティ、株式売却益等のみ)

課税所得の分類

法人所得税における課税所得は、通常の所得、源泉分離課税所得、申告分離課税所得に区分されます。

このうち通常の所得は、総所得から事業経費を控除した正味の課税所得のことを指します。源泉分離課税所得や申告分離課税所得は、通常の課税計算から除外されます。なお内国法人が他の内国法人から受領する配当は非課税とされるため、通常の所得計算から除外されます。

源泉分離課税所得は、銀行利息、ロイヤルティが該当し、内国法人はそれぞれ20%の源泉分離課税となります。源泉分離課税所得は、源泉徴収により課税関係が完了するため通常の課税所得の計算から除外されます。

申告分離課税所得には、上場株式の売却益、非上場株式の売却益、非事業用不動産の売却益が含まれます。このうち、上場株式については売却額(もしくは時価)の0.6%が課税されます。非上場株式の売却益については、非居住外国者法人は100,000ペソを超える売却益は10%、100,000ペソ以下の売却益については5%が課税される一方、内国法人は2018年1月1日以降15%の課税に変更されています。非事業用不動産の売却益については、売却価額または公正価値のいずれか大きい額の6%で課税されます。

課税所得の分類	内容
通常の所得	総所得－事業経費
源泉分離課税所得	銀行利息、ロイヤルティ等
申告分離課税所得	株式売却益、非事業用不動産の売却益等

通常の所得の計算

内国法人および居住外国法人は、通常の課税所得を計算する必要があります。通常の課税所得は総所得から事業経費を差し引いた正味の課税所得として計算されます。損金算入時の留意点は次の通りです。

1. 棚卸資産
棚卸資産を保有する場合は必ず実地棚卸を行う必要があります。また、滞留・陳腐化等により棚卸資産を廃棄する際、当該廃棄費用を損金算入するためには税務当局の立会確認が求められます。
2. 減価償却
減価償却方法については、企業が合理的と考える方法を自ら選ぶことができます。減価償却方法は定額法、定率法などが利用されています。税法上耐用年数に関する具体的な規定はなく、企業が合理的と判断する耐用年数を設定し、当局より書面による確認書を入手する必要があります。耐用年数を短縮する場合には、当局に事前に通知することが望ましいとされています。
3. 各種引当金
税務上、各種引当金への繰入額の損金算入は認められていません。
4. 貸倒損失
貸倒損失は、回収不能な状態であることが明らかであり、かつ、納税者の事業に関連して発生した債権であり、関連当事者に対する債権でない場合にのみ損金計上が認められます。必ずしも債務者の破産に関する法的文書の入手が必要ではありませんが、通常想定される債権回収手続を実施したことを証明する必要があります。
5. 開発費
原則として発生時に損金処理を行います。ただし、一定の開発費については、資産計上を行い、60ヵ月を超えない期間で償却することが認められています。
6. 租税公課
法人所得税、相続税、贈与税その他外国所得税などを除き損金算入が認められています。
7. 寄付金
指定寄付金については、全額の損金算入が認められています。指定寄付金とは、国家優先計画に従い政府へ行う寄付等であり、公益性が高いと考えられる寄付金です。その他の一般寄付金については、課税所得の5%を超えない範囲で損金算入が可能です。
8. 支払利息
事業用資産の取得に関連して生じる利息は、取得原価に含めて処理することも認められます。
9. 損害損失
災害等により生じる損失については、損金算入が認められていますが、指定された日(事故等が生じた日より30日以上90日未満)までに届け出を行う必要がある点に留意が必要です。

法人所得税率

正味課税所得（通常の課税所得）に対して国内企業の中小企業は20%、国内企業の大企業および外国法人は25%の税率で課税されます。

※中小企業は、課税所得5百万ペソ以下、かつ、総資産1億ペソ以下、の会社が該当します。

申告と納税手続

フィリピンでは自己申告納税制度が採用されています。

1. 通常の所得

第1四半期から第3四半期までは、各四半期末の60日以内に四半期申告書（BIR Form 1702Q）を提出する必要があります。四半期申告書により申告・予定納付を行い、年度末に確定申告書（BIR Form 1702）を提出し、通年での税額を確定させます。四半期申告書では、課税年度の開始日から各四半期までの累積の税額を計算し、当該税額から前四半期までに支払った税額を控除した税額を納付します。

また、確定申告では、4月15日または会計年度終了後4ヵ月目の15日以前のいずれか適当な日に申告・納付する必要があります。予定納付額と確定税額の差額の精算を行います。既予定納付額が確定税額を上回る場合、還付請求または税額控除証明書（Tax Credit Certificate、以下「TCC」）発行の申請を行うか、次年度以降の予定納付額と相殺するかを選択することができます。次年度以降の予定納付額との相殺を選択した場合には、還付請求またはTCCの申請は再度選択できません。なお、次年度以降の予定納付額との相殺を選択した場合には、使用期限はなく企業が存続する限り永久に繰越可能です。

2. 源泉分離課税所得

源泉徴収により課税関係が終了するため、別途申告を行う必要はありません。

欠損金の繰越および繰戻

税務上の欠損金（NOLCO: Net Operating Loss Carry Over）は3年間の繰越が認められています。すなわち、欠損金を発生後3年間の課税所得と相殺し、当該事業年度の法人所得税額を減額することが可能です。なお、COVID-19に関する税制対応として、2020年度および2021年度に発生した欠損金については、5年間の繰越が認められています。一方で、欠損金の繰戻は認められていません。すなわち、発生した欠損金

を過去の課税所得と相殺し、税金の還付を受けることはできません。なお、投資優遇を受けているPEZA企業や、BOI企業で法人税免除期間中の企業は、本制度は対象外となります。

キャピタルゲイン課税

フィリピンの所得税法上、キャピタルアセットに該当する資産の処分損益は、通常の所得とは分離されて取り扱われます。キャピタルアセットの売却益に対しては、別途課税が行われ、キャピタルロスについては、通常の所得と相殺することができません。

キャピタルアセットとは、販売目的の棚卸資産、減価償却が行われる固定資産および事業用不動産を除く全ての資産とされています。したがって、通常、投資用不動産や株式などがキャピタルアセットに該当し、これらの処分損益が通常の所得から分離されます。

- キャピタルアセットに該当する不動産

売却価額または公正価値のいずれか大きい金額に対して6%の確定税額を、取引日から30日以内に申告・納付を行います。

- 非上場株式

取引日より30日以内に確定申告書を提出・納付します。確定申告書によりキャピタルゲインからキャピタルロスを差し引いた純額に対して以下の税率に基づき納付を行います。なお、キャピタルゲインの額を上限としてキャピタルロスを相殺することが可能ですが、超過するキャピタルロスを翌期以降に繰延べることは認められていません。2018年1月1日以降、税率は内国法人と非居住外国法人で異なっています。

(内国法人)

- 正味キャピタルゲインに対して一律15%

(非居住外国法人)

- 正味キャピタルゲイン100,000ペソ以下: 5%
- 正味キャピタルゲイン100,000ペソ超 : 10%

- 上場株式

売却価額×0.6%

最低法人所得税

フィリピンでは、事業開始後4期目以降に、税収を安定的に確保する手段として、正味課税所得の有無に関わらず最低法人所得税 (Minimum Corporate Income Tax, 以下MCIT) の納付制度が導入されています。具体的には、正味課税所得×25%または20%で計算される通常の法人税額が売上総利益×2%で計算されるMCITを下回る場合、最低法人税額を納付する必要があります (なお、COVID-19に関する税制対応として、2020年7月1日から2023年6月30日までの間は、MCIT率が2%から1%に引き下げられています)。

通常の所得税額を上回るMCITについては、3年間の繰越が可能です。MCITは四半期ごとに納付が必要ですが、MCITが発生した四半期を含む事業年度の終了後、3年間繰り越すことが可能です。また、繰り越されたMCITは翌期以降発生する法人所得税との相殺は可能ですが、翌期以降発生するMCITとの相殺は認められていない点に留意が必要です。なお、PEZA企業は、本制度の対象外となります。

ペナルティ

加算税は本税に対して25%ですが、不正等があったと判断された場合、本税に対して50%の罰金が発生します。延滞税は2017年12月31日までは年20%でしたが、2018年1月1日以降は12%に変更されています。また、従来、追加納付が追徴金確定後に決定される支払期日から遅延した場合には、20%の滞納税が発生していましたが、2018年1月1日からは滞納税は延滞税に1本化されています。

不当留保金課税 (Improperly Accumulated Earnings Tax, IAET)

従来は、配当などを行わず所得を払込資本の100%を超えて留保している会社に対しては、当該留保を株主に関する所得税回避のための不適切な留保金とみなし、不当留保額に対して10%の課税が行われていましたが、2021年4月のCREATE法の発行に伴い撤廃されています。

【参考:会社法上の取扱い】

不当留保金に対しては、会社法にも同様の規定があり、違反した場合にはペナルティが課されます。こちらについては該当する場合、対応が必要となります。

- 支払ペナルティ金額
資本金額を超える未処分利益 (Undistributed Profit) × 0.1%
(ただし、実務上は会社法違反による罰則金10,000ペソの支払に留まることが多い。)

- ペナルティ対象外となるケース
 - 1) 取締役会で承認された明確な会社拡張計画がある場合
 - 2) 金融機関または債権者との金銭消費貸借契約書において、合意なしに配当をすることが制限されており、その合意が得られていない場合
 - 3) 蓋然性を有する緊急事態に対応する特別の留保金が必要な場合

項目	会社法
支払額	不当留保額×0.1% もしくは10,000ペソ
対象外	- 拡張計画がある場合 - 配当が制限されている場合 - 特別な留保金が必要な場合
対応	- 増資 - 配当による留保金の減少 - 株式配当(実質的な増資) - 合理的必要性による反証

最終源泉税 (Final Withholding Tax, FWT)

概要

最終源泉税とは、非居住外国法人との取引において発生する源泉税であり、源泉徴収義務者によって代理徴収される税のうち、当該税金の支払によってフィリピンでの課税関係が完結するものをいいます。主に配当やロイヤルティの支払といった取引に適用されます。

非居住外国法人に対する源泉徴収

フィリピンにある子会社から国外の親会社等がサービス料、配当、利息、ロイヤルティを受け取る場合、フィリピンにおいて以下のような課税が生じます。

所得の種類	フィリピン国内法	日比租税条約
配当	25%	10% or 15%
利息	20%	10%
ロイヤルティ	25%	10% or 15%
サービス	25%	免税

- 配当金
通常25%で源泉徴収が行われます。ただし、日本の親会社等への配当は日比租税条約により以下の優遇税率が適用されます。
 - a. 6ヵ月以上10%以上の持株を継続保有する法人:10%
 - b. その他の法人:15%
- 利息
通常20%で源泉徴収が行われます。ただし、日本の親会社への利息は日比租税条約により10%の優遇税制が適用されます。
- ロイヤルティ
通常25%で源泉徴収が行われます。ただし、日本の親会社への支払は日比租税条約により10%の優遇税制が適用されます。
- サービス(技術指導料や経営管理料等)
フィリピンに恒久的施設(Permanent Establishment: PE)がない場合、日比租税条約により、非居住者の事業所得(Business Profit)は免税となります。

その他の国との租税条約については、付録をご参照ください。

申告と納税手続

(月次)

課税対象期間の最初の2ヵ月(四半期末に該当しない月)に関しては、各月末から10日以内に月次申告書(BIR Form 0619F)を提出する必要があります。eFPS(電子申告・納税システム)を採用している場合は、納付期限が月末から15日以内となります。

(四半期)

四半期末に該当する月に関しては、四半期申告書(BIR Form 1601FQ)を翌末日までに提出し、納付します。

租税条約適用申請手続

前述のように、フィリピンでは、国内法の税率に替えて租税条約上の軽減税率、もしくは免税措置の適用が可能です。ただし、軽減税率もしくは免税措置を適用する場合、租税条約救済手続(Tax Treaty Relief Application, TTRA)をフィリピンの税務当局に対して事前に申請する必要があります(RMO No.72-2010)。2017年6月26日よりサービスを除く、利息・配当・ロイヤルティに関しては、TTRA手続を簡素化したCertificate of Residence For Tax Treaty Relief(CORTT)を提出することで租税

条約の優遇税率を適用することが可能となっていました (Revenue Memorandum Order No.08-2017) が、2021年3月に廃止されています。

租税条約適用申請手続の新ガイダンス(RMO No.14-2021)

2021年3月に租税条約適用申請に関する新しいガイダンスが公表され、利息・配当・ロイヤルティに関するCORTTフォームの廃止と新たなプロセスの導入が規定されました。新しいガイダンスではRFC(Request for confirmation)プロセスとTTRAプロセスの2つの申請方法から選択して申請することになります。

【従来の申請方法】

項目	申請
配当	CORTTによる 申請が可能
利息	
ロイヤルティ	
サービス	TTRAが必要



【新ガイダンスの申請方法】

項目	申請
配当	RFCまたは TTRAによる 申請が必要
利息	
ロイヤルティ	
サービス	

新しいガイダンスでは従来の申請方法であったCORTTと比べて要求される書類の量が膨大となっています。また、フィリピン国外で発行された書類については、フィリピン大使館／領事館での領事認証もしくは発行国政府の作成するアポスティーユを取得する必要があるため、書類の準備に相当の時間を要します。新ガイダンスに基づく必要資料の概要は、付録をご参照ください。

RFCプロセスとTTRAプロセス

RFCプロセスとTTRAプロセスの概要は次の通りです。

RFCによる適用申請	TTRAによる適用申請
軽減税率で源泉し、BIRにRFC申請を行う方法。	通常税率で源泉し、別途BIRへのTTRA還付申請を行う方法。
<ul style="list-style-type: none">源泉徴収義務者がRFCを申請し、租税条約に基づく軽減税率を適用する。RFCが否認された場合には、ペナルティを含めた<u>納税不足分</u>を納付する。各課税年度の終了後4ヵ月目の最終日までにBIRまでRFCを提出する。	<ul style="list-style-type: none">非居住者はTTRAを申請し、国内法で定める通常税率を適用する。TTRA申請によって軽減税率の適用が認められた場合には、<u>過大納付分</u>について<u>還付申請</u>を行うことができる。TTRAの申請期限についての記載は特になし。 <p>※フィリピンの税務実務を踏まえると、TTRAによる還付申請には申請額全額が直ぐに還付されない可能性がある。</p>

支店送金税

フィリピン支店(居住外国法人)が本国の本店に送金を行う場合、送金額×15%(日比租税条約適用により10%)の支店利益送金税が課されます。

拡大源泉税 (Expanded Withholding Tax, EWT)

概要

拡大源泉税(EWT)は、国内における業者との種々の取引において課される源泉税徴収システムをいいます。対象項目は多岐にわたり、また、税率も個々に設定されています。対象は国内業者に限られますので、フィリピンに居住していない外国法人に対する支払については、源泉徴収の義務はありません。

主な項目

拡大源泉税の対象となる主な項目は下記の通りです。

項目	拡大源泉税率
職業的専門家に支払う報酬(法人の場合)	(注1) 15% or 10%
職業的専門家に支払う報酬(個人の場合)	(注2) 10% or 5%
不動産の賃料、オフィス機器等のリース、看板の賃料	5%
建設料	2%
高額納税者、TOP20,000に入る企業、中規模納税者 (Medium Taxpayer)、Taxpayer Account Management Programに属する納税者の地元業者に対する物品やサービスの支払	物品 :1% サービス :2%
コミッション、サービス料	10%

(注1) 専門家の収入が720,000ペソ超の場合には15%、それ以下の場合には10%。ただし、10%を適用する場合には、専門家の宣誓書の入手が必要。

(注2) 専門家の収入が3,000,000ペソ超の場合には10%、それ以下の場合には5%。ただし、5%を適用する場合には、専門家の宣誓書の入手が必要。

納税方法

拡大源泉税の申告は、月次、四半期、期末の3種類があります。

月次では、BIR Form 0619Eを翌月10日(eFPSは翌月15日)までに、四半期では、BIR Form 1601EQを四半期末の翌月末までに提出し、申告・納付を行います。また、期末では、1601EQに加えて年次報告書であるBIR Form 1604Eを3月1日までに提出する必要があります。

損金不算入

従来、拡大源泉税漏れは、修正申告および追加納付を行っても、法人税上、損金不算入とされていました(Revenue Regulation No.12-2013)。しかし、2018年1月1日以後、Revenue Regulation No.12-2013は廃止され、適正な源泉税の追加納付を行った場合には、損金算入が認められることとなっています(Revenue Regulation No.06-2018)。

付加価値税

概要

付加価値税 (Value Added Tax、以下VAT) は、フィリピン国内で生み出された付加価値を課税対象とする税金で、最終的な負担を物品やサービスの国内での最終消費者へ求める間接税です。課税は取引の過程で随時行われ、納税義務者は物品の販売やサービスの提供を行う事業者となります。

各事業者は、自社の商品やサービスを提供するに際して、その売価に対してVATを付加して顧客に請求します。回収されたVAT(売上VAT)は、同社がその商品の調達や調達・製造に要した材料、その他の諸経費の支払に際して支払ったVAT(仕入VAT)が控除されたうえで、差額が納付される仕組みになっています。このような計算を行うことで、売上からそのために発生した原価や経費を控除した後の利益、すなわち付加価値に対してVATの税率を乗じたのと同じ税額が製品や商品の製造・流通の過程で納付されていくこととなります。

納税義務者

年間売上高が3,000,000ペソ以上の業者および物品の輸入を行う業者はVATを納税する義務があります。

課税対象取引

フィリピン国内における物品の販売や不動産のリース等のサービス提供、物品の輸入に対して課税されます。ただし、未加工状態で輸入される農産物・海産物、後述のパーセンテージ税の適用対象となるもの等については、非課税取引とされています。

税率

VATの税率は一律12%です。ただし、国外で消費される輸出取引に係る売上VATは0%税率とされています。一般的に、物品が輸出された国では輸入通関時点でその国の付加価値税が課されることになるため、物品の原産地国でもVATを課税すると二重課税となります。そのため、輸出品には課税を行わず(0%税率)、対応する仕入VATについても他の売上VATと控除することにより負担しないかたちとなります。この点、非課税売上については、フィリピン側が最終消費者という位置づけになるため、これに対応する仕入VATを他の売上VATから控除できないことに

留意が必要です。なお、PEZAのインセンティブを取得している企業は、ゼロレートVATの恩典を受けることが可能です。

申告と納税手続

VATの申告と納税は、月次で実施されます。月末から20日以内に月次VAT申告書(BIR Form 2550M)の提出が求められます。eFPSの場合には、Revenue Regulation No.26-2002に従って、業種によってグループ分けされた期日までに支払う必要があります。その期限は翌月21日から25日以内とさまざまです。また、四半期ごとに各四半期末の翌25日以内に四半期申告書(BIR Form 2550Q)を提出し、調整すべき税額があればその時点でを行います。

還付手続

輸出売上等のゼロレート取引から生じる仕入VATおよび会社清算時に生じる超過仕入VATを対象として現金還付の請求を行うことができます。ゼロレート取引が生じた四半期の四半期末から起算して2年間で請求期限となります。

また、2014年6月に出されたRevenue Memorandum Circular No.54-2014、および2018年1月の改正によって、内国歳入局の判断期間が明らかにされ、内国歳入庁が還付の判断を行う期間は、全ての書類が内国歳入庁に提出された時から90日以内と明記されました。

こちらを踏まえ、下記がVATの税金還付プロセスとなります。

- ① 納税者は還付請求に必要な書類を内国歳入庁に提出
- ② 内国歳入庁は書類が提出されてから90日以内に還付の可否を決定
(90日以内に還付可否の通知を行わない場合には、同庁担当官は処罰されることとなっている)
- ③ 内国歳入庁から還付を行わない旨の通知を受領した場合、内容に不服がある場合には30日以内に租税裁判所へ申し立て可能

こちらのルールを逸脱して還付請求を行った場合には還付の権利を失うこととなる点に留意が必要です。

個人所得税

概要

フィリピンの居住者か非居住者かに関わらず、フィリピン国内での雇用や事業によってフィリピン国内源泉所得を得ている個人は、租税条約の規定によって免除されている場合を除き、個人所得税の課税対象となります。

外国籍の者の居住性の判定

外国籍の者の居住性の判定は、基本的にフィリピンに住所を有するか否かで判断されます。フィリピンに住所を有する場合、滞在期間の長短にかかわらず居住者と判断されます。また、一般的には、2年以上フィリピンに滞在する予定の者は、居住者と判断されます。

納税義務者と課税対象所得

フィリピンでは、国籍や居住性によって以下のように課税対象所得および税率が定まります。外国籍の非居住者については、滞在期間が180日を超えるか否かで取扱いが異なる点に留意が必要です。

1. 居住フィリピン国民
居住フィリピン国民は、全世界所得に対して0～35%の累進税率が適用されます。
2. 非居住フィリピン国民
非居住フィリピン国民は、フィリピン国内源泉所得に対して0%-35%の累進税率が適用されます。
3. 居住外国人
外国籍の居住者は、フィリピン国内源泉所得に対して0%-35%の累進税率が適用されます。
4. 非居住外国人
(滞在期間181日以上)
非居住外国人で滞在期間181日以上のもは、フィリピン国内源泉所得に対して0～35%の累進税率が適用されます。

(滞在期間180日以下)
非居住外国人で滞在期間180日以下のもは、フィリピン国内源泉所得(総所得)に対して一律25%の税率が適用されます。

納税義務者	個人所得税
フィリピン国籍の居住者	全世界所得×累進税率
フィリピン国籍の非居住者	フィリピン国内源泉所得×累進税率
外国籍の居住者	フィリピン国内源泉所得×累進税率
外国籍の非居住者(滞在期間181日以上)	フィリピン国内源泉所得×累進税率**
外国籍の非居住者(滞在期間180日以下)	総所得×25%(フラットレート)**

**日比租税条約においては、短期滞在者免税規定が存在し、以下の3条件を全て満たした場合に、フィリピンでの課税は免除されます。

- ① 報酬受領者のフィリピン暦年累計滞在日数が合計183日を超えないこと
- ② 報酬が日本の居住者である雇用者等から支払われること
- ③ 報酬がその支払者の有するフィリピン国内に有する恒久的施設等によって負担されるものではないこと

課税所得の計算

課税所得は総所得から特定の控除額を差し引いて計算されます。また、課税所得に対して累進税率を乗じ、所得税額を計算します。所得税額から源泉徴収税額を差し引いたものが納付税額となります。なお、給与所得から控除が認められているものには、13ヵ月目給与および課税所得に算入されない項目(De minimis benefits)があります。

項目	限度
13ヵ月目給与	
13ヵ月目給与	13ヵ月目給与のうち、90,000ペソを超えないもの。
少額手当 (De minimis benefits)	
有給休暇買取分	暦年で10日まで
従業員の扶養者に対する医療目的の現金手当	半年につき1,500ペソ、あるいは1ヵ月につき250ペソ
米補助金	1ヵ月につき2,000ペソまたは50kg
ユニフォーム手当	年間6,000ペソ
医療代補助	年間10,000ペソ
洗濯代手当	1ヵ月につき300ペソ
従業員の業績達成報奨金	年間10,000ペソ

クリスマスや記念日に提供される品物	年間5,000ペソ／従業員
残業および深夜勤務の食事手当	地域ごとの最低賃金の25%

個人所得税率

居住フィリピン国民、非居住フィリピン国民、居住外国人、滞在期間が181日以上
の非居住外国人に対しては、以下に示す0%～35%の累進税率が適用されます。

課税所得 (単位:ペソ)	税率	税率
	2018/1/1～ 2022/12/31	2023/1/1～
0 - 250,000	0%	0%
250,001 - 400,000	20%	15%
400,001 - 800,000	25%	20%
800,001 - 2,000,000	30%	25%
2,000,001 - 8,000,000	32%	30%
8,000,001 -	35%	35%

ただし、滞在期間が180日以下の非居住外国人に対しては、総所得に対して25%
の税率が適用されます。

申告と納税手続

フィリピンでは自己申告納税制度が採用されています。

通常所得

給与所得に関しては、毎月末日から原則10日以内(ただし、12月分は1月15日以内)に源泉徴収額を計算し、源泉徴収申告書(BIR Form 1601C)を作成後、納税額とともに提出します。一方で、eFPSの場合には、Revenue Regulation No.26-2002に従って、業種によってグループ分けされた期日までに支払う必要があります。その期限は翌月11日から15日以内とさまざまです。また、給与所得など源泉分離課税所得等以外の所得については、課税年度の翌年の4月15日までに確定申告書(BIR Form 1700)を作成し、提出するとともに納税を行います。その際に、給与支給時の源泉徴収額との差額を精算します。フィリピン法人支給額以外に、格差補

填等の観点から出向元から支給を受けている場合には、当該支給分を合算して所得税を算定し、源泉額との差額を追加納付することとなります。

雇用者は、翌年の2月28日までに被雇用者に対して源泉税徴収証明書(BIR Form No.2316)を発行しなければなりません。雇用者は、1月31日までに国内歳入局に対して被雇用者一覧、源泉税徴収証明書とともに年次申告書(BIR Form 1604CF)を提出しなければならないとされていましたが、RR No.11-2013により当該規定が改定され、源泉税徴収証明書に関しては2月28日までに提出することが可能となりました。

また、Large tax payerはBIR Form 2307およびBIR Form 2316の原紙提出に替えて、PDFでのスキャンコピーおよびDVD-Rでの保存提出が義務化されています。

源泉分離課税所得

源泉分離課税所得には預金利息などが含まれます。給与所得等の通常の源泉徴収対象所得と異なり、源泉分離課税所得は源泉徴収の時点で、課税額が確定し課税関係が完了します。したがって、事業者が別途確定申告を行う必要はありません。なお、銀行からの受取利息に対する源泉徴収税率は15%です。

キャピタルゲイン課税

基本的な仕組みは法人所得税と同様です。キャピタルゲインは通常の所得と分離され課税されます(第4章 法人所得税 キャピタルゲイン課税参照)。ただし、個人に対しては以下のような特例があります。

・キャピタルロスの繰越

正味キャピタルロスのうち、正味課税所得を上限として翌年度への繰延が認められ、翌年度に発生した保有期間が12ヵ月未満のキャピタルアセットの売却から生じたキャピタルロスとして取り扱われます。

還付

納税者の年度の要納税額を超える給与の源泉税徴収額は、4月15日から3ヵ月以内に還付またはその他の所得の税額から控除されます。7月15日以降になされた還付または税額控除は、3ヵ月経過後、還付または税額控除がなされるまでの期間に年利6%の利息が付されることとなります。



ひとことMemo③

【個人所得税の現地法人負担の留意点】

フィリピンにおいては、駐在員の日本国内支給給与を含めて個人所得税申告する必要があります。一方で、親会社は適切な費用負担の観点から日本国内支給給与を現地法人に付替請求することも想定されます。この際、人件費以外での名目で現地法人が支払う場合、当該支払に関して非居住外国法人に対するサービスフィーとみなされ、最終源泉税が課されるリスクがあります。結果として、個人所得税と最終源泉税の二重課税が生じるおそれがあります。付替えの際には、サービスアグリーメントの整備等により、最終源泉課税に対する対処が必要です。

その他の税制

パーセンテージ税

VATの対象とならない以下のような法人や個人に対してパーセンテージ税が課されています。

(以下、総収入に対する税率)

- 生命保険会社 5%
- 金融機関 5% (0% - 5%)
- 旅客・運送業 3%
- 電気ガス水道業者 2%

また、上場株式の売買に関しては、売却価額の0.6%のパーセンテージ税が課されます。

固定資産税

固定資産が所在する地域の地方政府へ固定資産税を納付する必要があります。税額は地方政府により不動産評価額に税率を乗じて計算されます。税率は地方政府ごとに異なりますが、上限税率は、地方税法によって定められており、州政府では1%、各市やマニラ首都圏内の唯一の群であるパテロス群では2%を課すことが可能です。また、それぞれに特別教育基金として1%加算して徴収することが可

能とされています。納税義務は、1月1日時点で固定資産を有するか否かにより決定します。一括支払を原則としています。年4回に分けての分割払いも可能です。

印紙税

株式の発行および譲渡、手形、小切手、リース契約書、借入、不動産売買契約書、保険証書、権利義務の移転や履行を証する書類等には、印紙税の支払が義務付けられています。フィリピン法人の株式を発行する際には、額面金額200ペソごとに2ペソ、フィリピン法人の株式を譲渡する際には、額面金額200ペソごとに1.5ペソ、借入の証書には200ペソごとに1.5ペソの印紙税が課税されます。

印紙税は、メモベースであったとしても課税されるため注意が必要です。また、関係会社の前払金、前渡金といったadvance勘定にも課税される可能性があるため注意が必要です。フィリピン法人が締結する契約については、国外で契約書が作成・署名・保管されていようと印紙税が課税されます。

印紙税は、翌月の5日までに申告・納税する必要があります。

移転価格税制

2013年1月23日付で、移転価格(関連者間での取引価格)に関する独立企業原則の適用についてのガイドラインを示すRevenue Regulations No. 02-2013(RR No. 02-2013)が法制化され、移転価格規制に基づく文書化が求められています。その後、法制化後も税務当局での準備ができておらず、長らく移転価格文書等の提出要請や移転価格調査が実施されていない状況にありました。2019年8月に移転価格調査実施ガイドライン(BIR Revenue Audit Memorandum Order(RAMO) No.1-2019)が制定されました。これは税務調査官に対して、移転価格調査の手順や確認すべき文書等を明確化したものであり、移転価格調査の実施に向けて税務当局が準備をしていることを意味します。

また、2020年7月にRevenue Regulation(RR) No.19-2020が、2020年12月にRR No.34-2020が発行され、提出義務を満たす企業等は、年度の法人税申告書と同時に、関連当事者取引の一覧を新様式であるBIR Form 1709として提出することが求められています。これは、移転価格調査の対象先選定のための情報提供を目的としていると考えられます。

移転価格税制の関連規則

提出義務、罰則

【BIR Form 1709】

RR No.34-2020によって、提出義務者は期末税務申告書と同時に、関連当事者取引を記載した新規申告書であるBIR Form 1709の提出が求められることとなりました。

2021年10月の時点においては、BIR Form 1709の提出義務者は以下の企業に限定されています。

- a. 大規模納税者 (Large taxpayers)
- b. 税務インセンティブを享受している納税者 (Taxpayers enjoying tax incentives)
- c. 現課税年度および直近の2課税年度において営業損失を報告している納税者
- d. 上記 a, b, c と取引がある関連当事者

なお、適時にBIR Form 1709が提出できない場合のペナルティは最大25,000ペソと設定されています。

【移転価格文書の作成義務】

また、移転価格文書の作成・提出義務は、売上高が一定の基準額を超えている企業にのみ必須となりました。

- a. 対象課税年度の年間売上／収益が150百万ペソを超え、かつ国外・国内の関連当事者間取引が90百万ペソを超える場合
- b. 課税年度内での有形資産の関連当事者間の売上総額が60百万ペソを超える、または、サービス・利息の支払い・無形商品の利用・その他の関連当事者間取引の総額が15百万ペソを超える場合
- c. 直近の課税年度に上記のa. もしくはb. の基準値を超えたため、移転価格文書を作成する必要があった場合

移転価格文書等の提出については、2021年10月の時点においてはBIR Form 1709提出時の添付は不要とされ、税務調査等でBIRから要求された場合にのみ、30日以内に提出すればよいとされています。

ただし、移転価格文書の作成が求められない納税者についても、移転価格調査の対象となるとされており、関連当事者間取引がアームズ・レングス*に基づいていることを立証する責任者は納税者側にある点、留意が必要です。

*アームズ・レングス(独立企業間取引): 独立した第三者間と同等の取引条件

【作成義務のある移転価格文書】

2013年制定のRR No. 2-2013によって、OECDモデルを取り入れた移転価格税制が法制度化されています。ただし、BEPSの規定には準拠していないため、ローカルファイル、マスターファイル、国別報告書という3層構造の文書化は求められておらず、通常ローカルファイルに相当する文書を移転価格文書として作成することが求められています。

移転価格税制の適用範囲

RR No. 02-2013上、フィリピンでの移転価格税制の適用は、国外の関連者との取引のみならず、国内の関連者との取引についても適用されることが示されています。したがって、例えば国内取引に関して、PEZA登録企業など優遇税制の恩恵を受けている企業とそうでない企業との取引について、移転価格上の留意が必要になると考えられます。

移転価格税務調査の動向

2021年10月時点において、移転価格に関する税務調査(移転価格調査)は実施されていません。ただし、ただし、移転価格税制に関する実施ガイドラインの整備や対象会社選定に関する準備が進んでいる状況にあります。今後本格化すると見られる税務調査に備えて、グループ会社取引の網羅的な把握、取引価格の妥当性の確認、移転価格文書の整備が行うことが重要です。

第5章

投資に対する優遇措置

フィリピンでは、従来は主に投資委員会 (Board of Investments, 以下BOI) もしくは、フィリピン経済特区局 (Philippine Economic Zone Authority, 以下PEZA) へ登録を行うことにより、投資優遇措置を受けることができる仕組みになっていましたが、2021年3月の大統領署名を踏まえて2021年4月11日にCREATE法が発効されたことに伴い、優遇措置の認定権限が財政インセンティブ審査委員会 (The Fiscal Incentives Review Board, 以下FIRB) に一元化されています。

FIRBまたはFIRBから権限移譲されたBOIやPEZAなどの投資促進機関が、政府の定める戦略的投資優先計画 (Strategic Investment Priority Plan, 以下SIPP) に該当する事業を認定するかたちで優遇措置の認定が行われます。

SIPPに該当する事業

2021年10月現在においてSIPPは未公表であり、今後公表が予定されています。

優遇措置の内容

主に、以下の優遇措置が適用されます。

	項目	内容
1	法人税	1. 免税期間 (ITH) ・対象事業について一定期間の免税期間が付与 2. 優遇税率 (SCIT or ED) ・対象事業について一定期間の優遇税率期間が付与 ・売上粗利相当に5%の特別法人所得税率を適用した SCIT (Special Corporate Income Tax)、または、各種拡大された追加控除ED (Enhanced Deductions) を利用したうえで一般法人所得税率を適用した税額、が適用
2	VAT	経済特区等内で登録プロジェクトに直接的かつ限定的に使用される財またはサービスの輸入に関してVAT免除、国内調達に関して0% VAT
3	関税	登録プロジェクトに用いられる資本設備、原材料、部品等に関して輸入関税が免除

優遇措置の期間

以下の期間において優遇措置が適用されます。

- 輸出型企業(製造、組立やサービス(IT,BPO)などで、総生産の70%以上を輸出している会社(経済特区を通じた間接輸出を含む))

分類	ITH	SCITまたはED	税制優遇措置(計)
A	4年	10年	14年
B	5年	10年	15年
C	6年	10年	16年
D	7年	10年	17年

立地と業種区分	Tier I	Tier II	Tier III
NCR(マニラ首都圏)	A(4年+10年)	B(5年+10年)	C(6年+10年)
NCR近郊および大都市	B(5年+10年)	C(6年+10年)	D(7年+10年)
その他の地域	C(6年+10年)	D(7年+10年)	D(7年+10年)

- その他の国内企業(輸出型企業以外で投資促進機関に登録を認められた会社)

分類	ITH	SCITまたはED	税制優遇措置(計)
I	4年	5年	9年
J	5年	5年	10年
K	6年	5年	11年
L	7年	5年	12年

立地と業種区分	Tier I	Tier II	Tier III
NCR(マニラ首都圏)	I(4年+5年)	J(5年+5年)	K(6年+5年)
NCR近郊および大都市	J(5年+5年)	K(6年+5年)	L(7年+5年)
その他の地域	K(6年+5年)	L(7年+5年)	L(7年+5年)

なお、新規登録事業に付与される優遇措置の期間については、立地、会社の業種区分の組み合わせによって決定されます。

• 業種区分

業種区分	活動
Tier I	雇用創出の潜在性の高いもの、生活に必須の商品やサービスのセクターで非効率なものへ対処するもの、産業開発に重要なセクターへの支援を提供するもの、潜在的な競争優位を発現させるものなど
Tier II	現地で生産はしていないが、産業発展、輸入代替に不可欠な供給品の生産や仲介サービス活動など
Tier III	重要な付加価値・生産性の向上・効率化・科学および健康分野における進歩・高給な仕事を生み出す研究開発、フィリピンにおける新しい知識や知的財産、特許・意匠・著作権・実用新案権の商業化、一般的でない高度な技術の製造など

CREATE法施行前の優遇措置

CREATE法施行前の優遇措置の内容は、付録Vを参照ください。

付録

I. 設立手続の必要書類

設立手続での必要書類	
証券取引委員会 (最低4週間程度)	<ul style="list-style-type: none">• 社名確認書• 定款 (Articles of incorporation)• 付属定款 (by-laws)• 公証済財務役宣誓書• 資本金払込みの銀行証明書• 取締役と発起人の署名のあるSECフォーム (Form No. F-100)
(インセンティブ申請がある場合) フィリピン経済特区庁 (6-8週間程度)	<ul style="list-style-type: none">• PEZA申請書フォーム (RA3019)• SECの登録証明書と定款、定款細則• (Draft) 新会社とEcozone Developer間のリース契約• プロジェクト概要書—PEZA所定フォーム• PEZA申請および代表者指名に関する取締役会議事録• 反汚職証明• パスポートコピーおよび履歴書• その他、PEZAからの依頼の書類
地方政府 (4週間程度)	<ul style="list-style-type: none">• SEC登録証明書• BIRフォーム1903 (Form No.1903)• 市長の営業許可書の申請書• リース契約書• 会計帳簿• BIRフォーム0605 (Form No.0605)
内国歳入局 (2週間程度)	<ul style="list-style-type: none">• BIRフォーム1903 (Form No. 1903)• SECの登録証明書および、定款の写し• リース契約書• 会計帳簿• BIRフォーム0605 (Form No. 0605)

SOCIAL SECURITY SYSTEM (SSS) (4週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用主登録フォーム • 従業員登録フォーム • 署名届書見本 • SEC登録証明書と定款の写し • SSS確認書フォーム
PHILIPPINE HEALTH INSURANCE CORPORATION (PHILHEALTH) (4週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用主データフォーム • 従業員データフォーム • 雇用主の送金レポート
HOME DEVELOPMENT MUTUAL FUND (PAG-IBIG FUND) (4週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用主データフォーム • 署名届書見本 • 会員登録証フォーム • SEC、DTI、SSS登録証写し • SSS登録、送金フォーム • 雇用主送金フォーム
中央銀行 (2-3週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> • 預金証明書 • コーポレートセクレタリーの宣誓書

**必要手続の所要日数は 3～4ヵ月程度。ただし、PEZA 申請が加わる場合はさらにある程度の期間を要します。

なお、輸入を開始するには関税当局 (Bureau of Customs: BOC) に輸入者認定 (Importer Accreditation) の申請および認可が必要となります。この手続のためにさらに時間を要することになります。

II. 会社運営のまとめ

会社運営	
定款	
定款記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の名称 2. 設立の目的 3. 主たる事務所の住所 (フィリピン国内に限る) 4. 発起人の氏名、国籍および住所 5. 取締役の人数、氏名、国籍および住所 (1人以上15人以内)

	<p>下でなければならない)</p> <p>6. フィリピン通貨での授權資本額、分割される株式数、および額面株式については券面額</p> <p>7. 当面の引受人の氏名、国籍および住所、引受人ごとの引受額</p> <p>8. 払込額、または無額面株式がある場合には、その旨</p> <p>9. その他会社が必要と認めるもので、法に抵触しない事項</p>
付 属 定 款 記 載 事 項	<p>1. 株主総会の定時総会または臨時総会を招集、開催日時およびその方法</p> <p>2. 株主総会における定足数および議決方法</p> <p>3. 株主総会での議決事項</p> <p>4. 株主の委任の方法、ならびに議決方法</p> <p>5. 取締役の通常会議または特別会議を招集、開催日時、場所およびその方法</p> <p>6. 取締役会における定足数および議決方法</p> <p>7. 取締役、役員および従業員の資格要件、義務および報酬</p> <p>8. 取締役の年次選挙の時期および通知の方法</p> <p>9. 取締役を除くその他の役員の選出または任命の方法、およびその任期</p> <p>10. 事業年度(会計年度)</p> <p>11. 配当決議</p> <p>12. 附属定款に違反した場合の罰則</p> <p>13. 株券の発行方法</p> <p>14. その他会社の事業運営に関して必要とされる事項</p>
定 款 変 更 時 の 手 続	取締役会の過半数の決議ならびに発行済み株式総数の3分の2以上を有する株主の投票または書面による承認
株主総会	
株 主	最低1人の株主が必要(登記が必要)
定 足 数	附属定款に別段の定めがある場合を除き、発行済株式総数の過半数
定 時 株 主 総 会 の 開 催 頻 度	定時株主総会は、1年に1回所定の日に開催する必要あり
招 集 通 知 発 送 期 限	<p>普通決議:21日前</p> <p>特別決議:7日前</p> <p>ただし、株主は明示的もしくは黙示的に招集通知の送付を放棄することができる</p>

株主総会で決議すべき項目	<u>通常決議(出席株主の持株数の過半数):</u> 1. 監査済財務諸表の承認 2. 取締役の報酬(付属定款に定めがない場合) <u>重要事項の決議(発行済み株式総数の過半数):</u> 1. 取締役の選任 2. 取締役解任の株主総会招集 3. 付属定款の採用・変更 など <u>特別決議(発行済み株式総数の3分の2以上):</u> 1. 定款の変更 2. 取締役の解任 3. 合併 4. 株式配当 5. 財産の売却または処分 6. 先取買取請求権の拒否 7. 増資 8. 社債の発行 9. 会社存続期間の延長または短縮、など
	その他の法定要件 株主総会は、会社の本店所在地の市または町において、また、可能であれば、会社の本店において開催が必要
取締役会	
取締役の人数	1名(最大15名まで)
取締役の要件	最低限1株以上の引受が必要
法定の任期	1年
定足数	過半数
取締役会開催頻度	付属定款に別の定めがある場合を除き、毎月開催しなければならない
招集通知発送期限	会議予定日の1日前
その他、法的に定められている重要な要件	・決議要件は、出席した取締役の過半数の同意 ・付属定款に別段の定めがある場合を除き、フィリピン国内外を問わず、どこでも開催できる

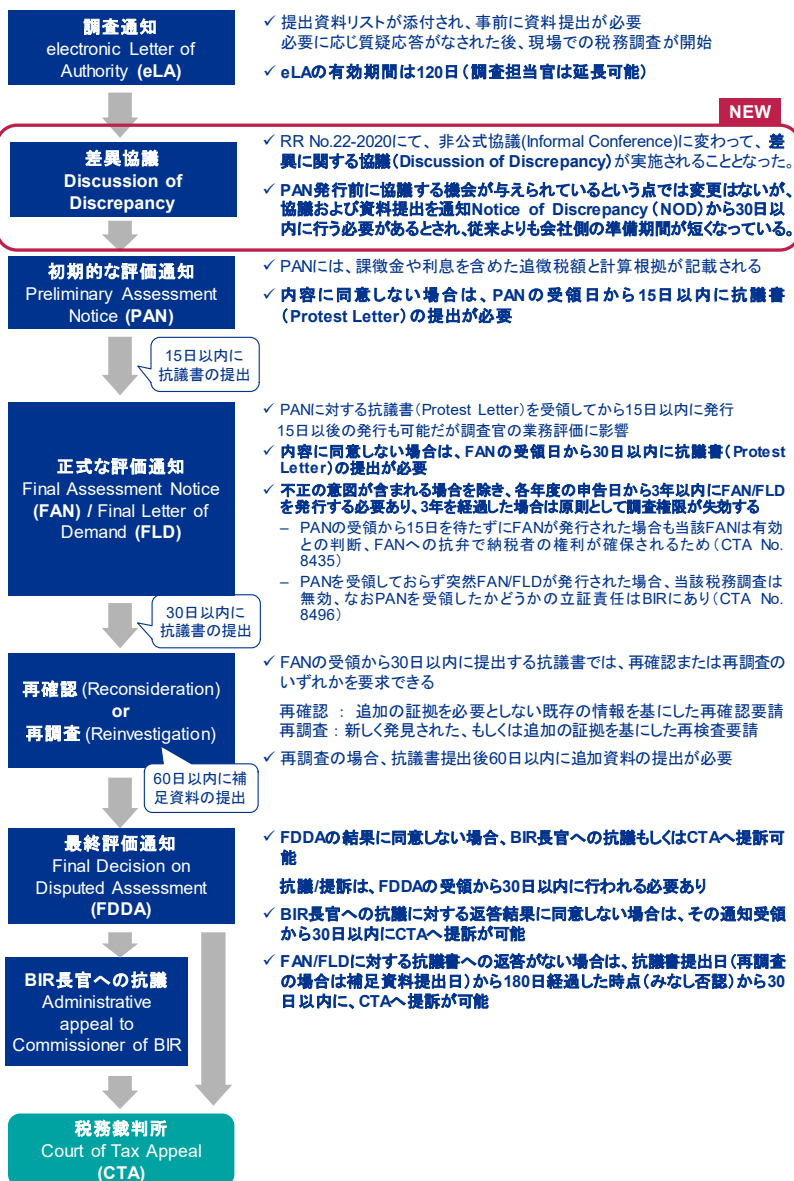
Ⅲ. 税務トピック

1. 税務調査

【税務調査のステップ】

2020年9月に発行されたRR No.22-2020により、非公式協議 (Informal Conference) に代えて差異に関する協議 (Notice of Discrepancy) が規定されました。従来の規定では30日以内に協議を開始することとされ、完了時期は言及されていませんでしたが、新しい規定では通知受領から30日以内に協議および資料提出を完了しなければならないとされ、企業側の対抗期間が厳格化された内容になっています。

1. <u>調査通知:</u> Letter of Authority (LOA)	<ul style="list-style-type: none">• BIRから調査予告を受ける。• District Officeは調査通知後120日以内に調査に着手し、District Officeレベルで調査結果をまとめなければならない。
2. <u>差異に関する協議:</u> Notice of Discrepancy	<ul style="list-style-type: none">• 差異に関する評議の通知 (ND) を受け取ってから30日以内に協議および資料提出を完了しなければならない。
3. <u>初期的な評価通知:</u> Preliminary Assessment Notice (PAN)	<ul style="list-style-type: none">• Region Officeより上記評価を踏まえPANが発行される。• 会社は15日以内に反論書を提出する。
4. <u>最終的な評価通知:</u> Formal Letter of Demand (FLD)/ Formal Assessment Notice (FAN)	<ul style="list-style-type: none">• Region OfficeよりFANが発行される。
5. <u>再確認 (Reconsideration) または再調査 (Reinvestigation)</u> 再確認: 追加の証拠を必要としない既存の情報に基づいた再確認要請 再調査: 新しく発見された、もしくは追加の証拠に基づいた再検査要請	<ul style="list-style-type: none">• 会社はFLD/FANに不服がある場合、30日以内に再確認/再調査の申し立てを行うことができる。• 再確認を申請した日もしくは再調査に必要な書類を提出した日から180日以内にBIRからの回答がなければ、租税裁判所へ提訴を行うことができる。• 再調査を選択した場合、再調査要請の書面を提出後60日以内に、根拠資料の追加提出を行う必要がある。• 会社の主張をサポートする追加的証拠を提出できることから、再調査を選択されることが多い。



【税務調査の終了】

納税者は、FLD/FANに基づく納税を行うことのほか、税務調査の各段階において、税務当局との合意した金額を支払うことにより税務調査を終了させることができます。

【税務調査が及ぶ期間と会計帳簿の保存期間】

内国歳入法によると、税務当局は、原則として、納税者の税務申告期限から3年以内の申告分について、税務調査を行う権限があるとされています。例えば、3月末決算会社の場合、法人所得税の最終の税務申告期限は、決算日後の7月15日となります。そのため、7月15日から3年以内であれば、当該事業年度の法人所得税について税務調査が可能となります。一方で、内国歳入法は、不正等が発見された場合、発見後10年以内のものについて調査を行うことができますとしています。したがって、税務当局から、当該規定を根拠に調査実施を主張された場合、申告後3年を超えるものが税務調査対象に含まれる点に留意が必要となります。

このような税務調査対象期間の規定があったものの、従来は会計帳簿保存期間が明確ではなく、一般に申告後3年間は保存するという実務がとられてきました。この点、2013年9月に発行されたRevenue Regulation No.17-2013により、上記の内国歳入法の規定を根拠に、会計帳簿や補助資料を、納税申告後10年間は保持しなければならないことが明確化されました。そしてこの規定に違反があった場合、内国歳入法に基づくペナルティが科せられる点も明らかにされています。

なお、その後のRevenue Regulation No. 5-2014において申告の期限の次の日もしくは申告書を提出した日のどちらか遅い日より5年経過した後、会計帳簿や補助資料を紙面ではなく、電子媒体で保存することもできるとされています。ただし、電子媒体で保存を行うためには、電子媒体保存システムがBIRの定めた一定の要件を満たし、BIRのシステム検査に合格する必要があります。

【税務調査ターゲットリスト】

(税務調査が必須なケース)

- 法人税、付加価値税、物品税等の還付申請をした場合
- 会社清算時にタックスクリアランスを申請した場合
(売上高が1百万ペソ超、または総資産が3百万ペソ超に限る)
- 合併、事業譲渡等の組織再編によりタックスクリアランスを申請した場合
他

(優先的に税務調査がなされるケース)

■ 数値基準

- 売上高の100%以上の期末在庫残高を有している場合
- 2年連続で赤字もしくは課税所得がない場合
- 法人税額が売上高の2%を下回る場合
- 資産が前期比50%増加かつ赤字を計上している場合 他

■ 属性基準

- 免税等の税務特典を享受している場合
- 売上高が関連会社向けのみである場合
- 関連会社からの共通費の付け替えを負担している場合
- 不動産、通信、eコマース、医療、広告、ビジネスプロセスアウトソーシング、飲食業等
- 特定の税目に関する監査(移転価格、BEPS等)
- 法制の提出資料(在庫リスト、テナントリスト等)の提出が漏れている場合 他

【税務調査の実態】

フィリピンの税務調査は、日本の税務調査と異なる以下のような特徴があります。

税務調査の特徴

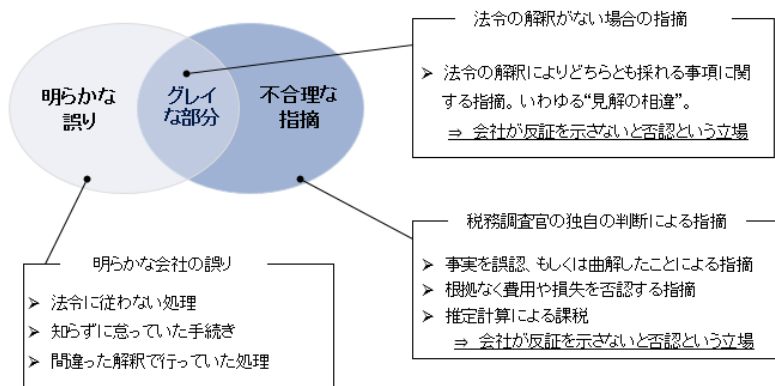
- ①徴税目標達成のための厳しいプレッシャー
- ②根拠の薄い指摘の横行
- ③不明瞭な交渉プロセス
- ④不安定な調査手続

① 徴税目標達成のための厳しいプレッシャー

ドゥテルテ大統領が提唱する大規模インフラ投資の財源確保およびコロナ 禍対策支出の財源確保のため、職員に対して厳しいプレッシャーがかけられています。そのため、現場レベルの税務担当官も税務調査に非常に厳しい態度で臨んできます。

② 根拠の薄い指摘の横行

税務調査での指摘事項は、大きく分けると、明らかな誤り、グレーな部分、不合理な指摘の3種類に分類され、これらの指摘が混在するかたちでPANやFLD/FANが発行されます。このうち、グレーな部分と不合理な指摘については、調査結果に対し異議を唱えることが予想されますが、納税者が反証しない限り、書面にされた指摘事項は確定債務となり、納税義務が生じます。すなわち、納税者は、税務調査の過程で、調査官の指摘の内容を精査し、反証すべきものを適切に反証し、税務調査官を説得していくことが求められます。



④ 不明瞭な交渉プロセス

前述の通り、税務調査の指摘事項は不合理な指摘を含め玉石混交の状態、課税根拠を争点として議論が進むのではなく、往々にして“調査対象会社からいくら徴収したいか”、“納税者としてはいくらまで払ってもいいか”といった値段交渉に陥ります。このような状況下で、税務担当官から賄賂による妥結を持ちかけられるケースがあります。すなわち、税務担当官へ指摘金額よりも低い金銭を渡すのと引き換えに税務調査を終わらせる、もしくは税務担当官に金銭を渡すのと引き換えに指摘金額を引き下げてもらおうというようなケースです。このような方法は、コンプライアンス上とるべきでない点は明らかですが、賄賂を払う会社として認知され、重

点的に税務調査が実施されることにもなりかねず、絶対に回避すべきです。また、税務担当官に金銭を払ったものの、税務担当官の上席者から徴税額が不十分である点を指摘され、税務調査が継続するというケースも考えられます。

⑤ 不安定な調査手続

税務調査は、基本的に税務担当官のペースで進められます。税務担当官とのミーティングの設定ひとつをとっても経理担当者は振り回されることが多いのが実情です。また、税務担当官も多くの業務を抱えており、適時に税務調査対応ができないケースが目立ちます。例えば、担当の調査官が病気のため入院してしまい、代替の調査官が割り当てられず、長期間調査がストップしてしまうようなケースが報告されています。当然のように、この期間に生じる年利20%ないしは12%の利息は納税者負担となります。また、提出した資料を紛失されてしまうケースも報告されています。このような事態に備えて、納税者は提出を行った資料をリスト化し、コピーをとり自衛策を講じる必要があります。



ひとことMemo④

【税務調査においてマネジメントが抑えるべきポイント】

多くの日系企業では、基本的にフィリピン人の経理担当者が税務調査対応にあたり、日本人マネジメントが全体的な管理を行うかたちが一般的となっています。そのような状況下においては、マネジメントにとって以下のような点がポイントとなります。

① 税務調査がどの段階にあるかを適時に把握

税務調査のステップで述べた通り、税務調査は複数の段階を経て進みます。そのため、現時点でどこの段階にあり、いつまでに次のアクションをとらなければならないかを把握することが非常に重要となります。

繰り返しになりますが、定められた期限を過ぎると、それ以降、反論書の提出ができなくなってしまいます。

② 交渉の過程で経理担当者が安易な妥協をしていないか確認

フィリピンでは、公職者は大きな権威を持つ職業として認知されており、経理担当者にとって、税務担当官との折衝は、我々日本人の想像以上に負荷のかかる業務と考えられています。(次頁へ)

そのため、税務担当官の指摘に対して異議を唱えることが難しく、時として税務担当官の誤認と考えられる指摘事項も受け入れてしまうケースが見られます。マネジメントの立場からは、交渉の過程をモニタリングし、安易な妥結をしていないかを確認するとともに、矢面に立つ経理担当者のサポートを行うことが必要となります。

③不適切な金銭の受け渡しを行っていないか確認

フィリピンでは、近年、汚職や賄賂は減少傾向にあるものの、依然として、このような慣習が残っているのも実情です。経理担当者に対しては、税務担当官との非公式な金品の受け渡しはできないこと、および税務当局からの正式な文書発行を伴わない税務調査の終了はできないことを明確にしておくことが必要となります。

2. 租税条約の適用および申請

(1) 租税条約適用申請の新ガイダンス

【租税条約救済適用の新ガイダンス(RMO 14-2021)】

背景:	租税条約適用に関連する全ての問題を解決し、納税者へ効率的なサービスを提供するため、これまでのTTRAおよびCORTTの手続を一元化する(ただし、実質的に申請手続や用意すべき必要書類は煩雑化している)。
TTRAおよびRFC:	2021年3月にCORTTフォームを廃止し、RFCプロセスおよびTTRAプロセスを導入する新ガイダンスが公表された。
内容:	<p>軽減税率で源泉し、BIRにRFCを申請する方法か通常税率で源泉し、別途TTRAおよび還付申請を行う方法の2つのオプションがある。</p> <p><u>基礎となる書類(TTRA、RFCで共通して求められる)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リクエストレター ・非居住者等によりサインされた申請書 ・居住証明書 ・所得支払を証明する銀行書類 ・源泉税申告書 ・源泉税の納付証明書 ・委任状(SPA) ・定款 ・無係争証明 <p><u>その他項目によって異なる個別の書類(例:配当の場合の書類)</u></p> <p>配当宣言書、非居住者株主の株の明細や株式割合、株式の取得日etc.</p>
留意点:	<ul style="list-style-type: none"> ・従前のTTRA,CORTT申請等に比べて用意すべき必要書類が多くなっており、日本で作成した資料には日本の外務省でアポストイユを取得する必要があるなど手続の煩雑さは増している。早めにRFCまたはTTRAどちらの方法で申請するか決定し、準備することが必要。

3. 各国との主な租税条約

(数値は、全て%)

国名	配当		利息	ロイヤル ティ	株式譲渡益 の免税
	個人/ 企業	適格 企業			
オーストラリア	25	15	15/10	25/15	Yes
オーストリア	25	10	15/10	15/10	Yes
バーレン	15	10	10	15/10	Yes
バングラデシュ	15	10	15	15	Yes
ベルギー	15	10	10	15	No
ブラジル	25	15	15/10	25/15	No
カナダ	25	15	15/10	25	Yes
中国	15	10	10	15/10	Yes
チェコ共和国	15	10	10	10/15	Yes
デンマーク	15	10	10	15	Yes
フィンランド	15	15	15/10	25/15	Yes
フランス	15	10	15/10	15	Yes
ドイツ	15	10	15/10	15/10	No
ハンガリー	20	15	15	15	Yes
インド	20	15	15/10	15	Yes
インドネシア	20	15	15	20/15	Yes
イスラエル	15	10	10	15	Yes
イタリア	15	15	15/10	25/15	Yes
日本	15	10	10	15/10	Yes
韓国	25	10	15/10	15/10	Yes
メキシコ	15	10/5	12.5	15	Yes

国名	配当		利息	ロイヤル ティ	株式譲渡益 の免税
	個人/ 企業	適格 企業			
マレーシア	25	15	15	25/15	Yes
オランダ	15	10	15/10	15/10	Yes
ニュージーランド	15	15	10	15	Yes
ノルウェー	25	15	15	25/7.5	Yes
パキスタン	25	15	15/10	25/15	Yes
ポーランド	15	10	10	15	Yes
カタール	15	10	10	15	Yes
ルーマニア	15	10	15/10	25/15/10	Yes
ロシア	15	15	15	15	Yes
シンガポール	25	15	15/10	25/15	Yes
スリランカ	25	15	15	25/15	Yes
スペイン	15	10	15/10	20/15/10	Yes
スウェーデン	15	10	10	15	Yes
スイス	15	10	10	15	Yes
タイ	15	10	15/10	15	Yes
トルコ	15	10	10	15/10	Yes
アラブ首長国連邦	15	10	10	10	Yes
イギリス	25	15	15/10	25/15	Yes
アメリカ	25	20	15/10	25/15	Yes
ベトナム	15	10	15	15	No

税率が複数ある場合は、租税条約上の特定の条件下によって適用される税率が異なります。参考までに日本とシンガポールのフィリピンとの租税条約上の条件について下記に示します。

配当

日本:少なくとも発行済み株式総数もしくは議決権の10%を、配当支払日前6ヵ月間直接所有している場合に10%が適用されます。それ以外の場合においては15%が適用されます。

シンガポール:フィリピン会社から受け取る配当のうち、シンガポールの受取人が会社もしくはパートナーシップの場合であり、かつ、配当支払の対象となる当期課税年度および前期課税年度の期間にわたり、フィリピン会社の15%以上の議決権を保有していた場合において軽減税率15%が適用されます。それ以外の場合においては25%が適用されます。

ロイヤルティ

日本:15%のレートは、映画フィルムおよびテレビまたはラジオの放映のためのフィルムもしくはテープの使用および使用権に適用されます。それ以外は10%が適用されます。

シンガポール:15%のレートは、フィリピン投資委員会に登録され、投資優先事業を営む会社から支払われるロイヤルティおよび映画フィルムおよびテレビまたはラジオの放映のテープに係るロイヤルティに適用されます。それ以外は25%が適用されます。

4. 財務諸表への税務状況注記

【財務諸表への税務の状況の開示義務①(RR 15-2010)】

背景:	2002年発行のRR 21-2002においても、掲題同様の規則を發布していたが、2010年12月に詳細が明記された。
内容:	財務諸表の注記に、税務の現状明記が義務化された。 <ul style="list-style-type: none">- アウトプットVATの金額や、勘定科目- インプットVATの期初残高と期末残高- 還付等の内容- 国内購入・支払の内容- 借入や株式の印紙税の内容- 源泉徴収税- その他の税金(国税、ローカル)- TAXケースや、査察中のもの、提訴しているものの内容

【財務諸表への税務の状況の開示義務②(RR 19-2011)】

背景:	PEZAやBOIのインセンティブはプロジェクト単位で認定を受けるため、会社の損益には優遇税制の適用を受けている部分とそうでない部分が混在している。
内容:	以下の項目について、優遇税制の適用対象項目とそうでない項目の内訳を開示する。 <ul style="list-style-type: none">- 売上高- 売上原価- その他の収益- その他の費用

5. 主要な税務申告書

Form No.	内容	提出期限	
		マニュアル	eFPS*
給与所得の源泉税			
1601C	月次申告書	翌月10日 ただし12月分は1月15日	翌月11日～15日 (RR 26-2002のグループによって異なる)
1604CF	源泉徴収総括表	翌年1月31日	同左
2316	期末申告書	翌年1月31日	同左
最終源泉税			
0619F	月次申告書	翌月10日	翌月15日
1601FQ	四半期申告書	四半期末の翌月末	同左
拡大源泉税			
0619E	月次申告書	翌月10日	翌月15日
1601EQ	四半期申告書	四半期末の翌月末	同左
1604E	期末申告書	3月1日	同左
付加給付税(フリンジベネフィット税)			
1603Q	四半期申告書	毎四半期末の翌月末	同左
1604CF	期末申告書	翌年1月31日	同左
法人税			
1702Q	四半期申告書	四半期末より60日以内	同左
1702 (※)	期末申告書	事業年度末日より3ヵ月と15日以内	同左
移転価格関連			
1709	期末申告書	事業年度末日より3ヵ月と15日以内	同左
付加価値税(VAT)			
2550M	月次申告書	各月末から20日以内	翌月21日～25日
2550Q	四半期申告書	四半期末より25日以内	同左

※ 法人税申告書は提出法人によって、以下の3種類の書式があります。

1702-RT 通常の法人所得税率適用の法人等

1702-EX 税法や特別法で法人税が免除されている法人等

1702-MX 複数の法人税率またはPEZA等の特別税率が適用されている法人等

*【eFPS (eFiling and Payment System)】

eFPSとは正確な税金計算やタイムリーな納付を目的とした、オンラインによる電子申告・納税制度です。Large Taxpayers等の一定の基準を超える企業は書面による申告ではなく、eFPSの利用が義務付けられています。eFPS利用には以下のような特徴があります。

- BIRへ書面の持参が不要となる
- 税務申告書の提出期限が書面の場合に比べて延長される
- 付属書類の提出を申告書の提出から15日以内に行うことができる。付属書類には監査済み財務諸表も含まれるため、eFPSを適用した場合には、BIRへの財務諸表の提出が最大で期末日後120日までに延長される。
- 24時間、1週間いつでも申告・納付が可能である(ただし、納付期日のPM10:00までに納付する必要がある)。

(留意事項)

- 振込みはBIRから承認を受けた銀行 (Authorized Agent Bank) のみに限られる。
- eFPSを使用した場合であっても、申告書を印刷し、所定の期間保管する必要がある。

IV. 税制改革法 Package1 (TRAIN) による改正の概要

ドゥテルテ政権は、フィリピンの将来ビジョンを掲げました。短期的には2022年までに、貧困率を現在の26%から17%に、1人あたりの国民総所得 (GNI) を現在の3千米ドルから4千米ドルに、長期的には、2040年までに貧困層を根絶、GNIを1.2万ドルに増加させるビジョンです。そのための、安定的な経済成長の維持、人材や社会インフラなどへの投資の強化・集中施策を打ち出しました。そしてこれらの投資を実現するための財源確保手段として税制改正による税収増を見込んでいます。

本章では、ドゥテルテ政権の重要施策である2018年1月より施行した税制改正について概要や日本企業にとって影響の大きな主要な改正項目について記載します。

1. 個人所得税

2017年12月31日まで、年額50万PHPを超える課税所得に関して32%の最高税率が課されましたが、改正後の最高税率は35%となる一方で、課税所得のブラケットは、下記の通り大幅に変更されています。

累進課税テーブル

(単位: ペソ)

課税所得	2018年1月1日～2022年12月31日の累進課税税率	2023年1月1日以降の累進課税税率
0 - 250,000	0%	0%
250,000 - 400,000	250,000を 超える部分について20%	250,000を 超える部分について15%
400,000 - 800,000	30,000 + 400,000を 超える部分について25%	22,500 + 400,000を 超える部分について20%
800,000 - 2,000,000	130,000 + 800,000を 超える部分について30%	102,500 + 800,000を 超える部分について25%
2,000,000 - 8,000,000	490,000 + 2,000,000を 超える部分について32%	402,500 + 2,000,000を 超える部分について30%
8,000,000 -	2,410,000 + 8,000,000を 超える部分について35%	2,202,500 + 8,000,000を 超える部分について35%

地域統括本部 (RHQ) および地域事業統括本部 (ROHQ) の個人所得税優遇税率 RHQやROHQなどに与えられていた個人所得税優遇税率 (15%) は、2018年1月以降は適用されません。

その他改正点

旧税法	新税法
基礎控除50,000PHPあり 扶養控除25,000PHPあり(4人まで)	基礎控除50,000PHP廃止 扶養控除25,000PHP廃止
13ヵ月目給与に関する特別控除 82,000PHP	13ヵ月目給与に関する特別控除 90,000PHP
拡大外国通貨預金制度の預託銀行 から受け取る利息収入は、7.5%の分 離課税	拡大外国通貨預金制度の預託銀行 から受け取る利息収入は、15%の分 離課税
非上場企業の株式売却によるキャピ タルゲイン課税 100,000PHPまで5% 100,000PHP超える金額は10%	非上場企業の株式売却によるキャピ タルゲイン課税 15%

2. フリンジベネフィット

フリンジベネフィットも個人所得税の税率変更に伴い、同様に32%から35%へ税率が変更されました。このため、各社フリンジベネフィットのコスト負担が増加します。日本企業の在フィリピン駐在員にかかる住居費用、社用車、メイド、運転手、その他の家事使用人の各種費用などフリンジベネフィット対象コストが発生している場合、2018年度から新たな税率を適用しているのか留意する必要があります。場合によっては、手当などへの変更を実施し、個人所得税として取り扱うこともご検討ください。個人所得税のブラケットでは、8百万ペソの課税所得者が35%の対象となりますのでその金額を超えない場合には、32%以下の税率となります。そうすることにより、税率が35%よりも少ない税率が適用され、コストの最適化につながる可能性もあります。

3. 内国法人に関する事項

旧税法	新税法
拡大外国通貨預金制度の預託銀行から受け取る利息収入は、7.5%の分離課税	拡大外国通貨預金制度の預託銀行から受け取る利息収入は、15%の分離課税
非上場企業の株式売却によるキャピタルゲイン課税 100,000PHPまで5% 100,000PHP超える金額は10%	非上場企業の株式売却によるキャピタルゲイン課税 15%

4. 付加価値税(VAT)

付加価値税に関しては税率に変更はなく、12%のままです。

ただし、現在最も着目されているゼロ%VATは、下記の取扱いとなっています。

下記の図表の太字部分は今回新たに追加された条文です。PEZA企業への売上に関しては、SEC106(2)(a)(2)(i)でゼロ%売上であることが明記されています。また、条件付きであるものの、下線部の条文は旧税法のまま残っています。一方、当該条文は、申請してから90日以内に還付を行う新たなVAT還付システムを導入および運用し、2017年12月末までに申請したVAT還付申請が現金で2019年12月31日までに還付された場合には、ゼロ%VAT取引として見なされなくなり、通常の12%VATが課される点に留意が必要です。

しかしながら、大統領が拒否権を発動したことにより太字の条文が拒否されています。これにより、本条文のみ2018年1月1日で有効となっていません。しかしながら、歳入規則およびPEZAの通達において新しい還付制度が適用され、2017年12月末の還付申請が現金還付されるまでは、物品販売は間接輸出とみなされ、ゼロ%VATが適用されることが明確にされています。また、サービスに関しても以前の条文が残っているため、ゼロ%VATが享受できる状況ですが、物品と同様に今後はゼロ%VATが廃止される動きにあることに注意することが必要です。

間接輸出に関してゼロ%VATが廃止された場合には、最終の輸出者にインプットVATが蓄積される状況が考えられます。その場合には、実務上の課題として、①インプットVATを支払ってから還付されるまでタイムラグがあるため、キャッシュ・フローの見直し、②還付できるインプットVATを整理し、適切な還付申請を行うための管理体制の構築が求められます。特に税務当局より還付申請書類が非適格として否認された場合には、インプットVATは損金算入不可とされていますので、子会社の損益が悪化する可能性もあります。

新税法

税法第106条 (2) (a) ゼロ%VAT物品売上

(2)

(i) 特別法の下、規定されているフィリピン関税とは別個に独立した関税地域に
て登録されている企業への製品の販売および実際の搬送

(ii) 観光業法の下、観光インフラおよび企業誘致区庁 (TIEZA) に管轄されてい
る観光事業地域に登録されている企業への製品の販売および実際の搬送

(3) フィリピンに所在する輸出型製造企業に製造等のために配送される原材料
や梱包材料の非居住者に対する外貨建ての売上

(4) 原材料や梱包材料の70%の生産が輸出される輸出型製造企業への売上

(5) オムニバス投資法またはその他の特別法によって間接輸出とみなされる
売上

税法第108条 サービスに対するVAT

(B) ゼロ%VATが課される取引

(1) 外国通貨で行われ、外国で事業を行うその他の者のために、後ほど輸出
する製品を加工、製造、再梱包するサービス

(3) 特別法の下、免税を受けている個人または企業、あるいはフィリピンが当
該サービスに対してゼロ%VATを約することに同意した国際協定の下、免税
を受けている個人または企業へのサービス

(5) 70%以上の輸出を行っている企業への加工、製造、改造に従事するサ
ブコンあるいは契約者が行ったサービス

(8)

(i) 特別法の下、フィリピン関税とは別個独立した関税地域に登録している企業
へのサービス

(ii) 観光業法の下、観光インフラおよび企業誘致区庁 (TIEZA) に管轄されて
いる観光業者地域に登録されている会社に対するサービス

(間接輸出に対するVATの取扱い)

2021年6月に上記の間接輸出に対するゼロ%VATの適用を廃止する税務通達
RR No9-2021が発出されています。その後コロナ禍が続いていることや輸出型企
業への影響を考慮し、上記通達の適用を一旦延期する税務通達RR No15-2021
が2021年7月に出されています。今後、取扱いを明確化するガイダンスが出るこ
とが予想されています(2021年10月時点)。

還付の可否通知

インプットVATの還付に関して、BIR長官は、資料の提出から90日以内に還付を与えるかを判断する必要があるとされています。否認の場合には、長官は、書面にて納税者に理由を記載して通知しなければなりません。90日以内にBIRが行動に移さない場合は、BIR担当官は罰則を受けることとなっています。以前は、税務長官が、120日以内に還付判断を行わない場合はみなし否認となり、納税者は120日を経過したと見なされる日から30日以内に税務裁判所へ控訴するかどうかの判断を迫られました。

申告時期

2023年1月1日から、VATの申告は、四半期ごとに行われ、四半期末の翌月25日以内に行うこととされました。

5. 寄付金課税

寄付金課税率

寄付金課税率は、暦年で250,000ペソを超える寄付金額に対して6%の税率を一律課すことに改訂されました。これは、寄付者が第三者か近親者であるかに関わりません。

通常の商取引

会社の通常の商取引の下で行われた資産の売却、交換、移転に関しては、正真正銘、第三者価格であり、寄付金の意図がないのであれば、十分な金額で取引がなされたと考えられ、寄付金の対象となりません。

6. 物品税

石油製品への物品税

(単位: ペソ)

項目	税額		
	2018年 1月1日～	2019年 1月1日～	2020年 1月1日～
潤滑油、グリース/kg,liter	8.00	9.00	10.00
加工ガス/liter	8.00	9.00	10.00
ワックス、ワセリン/kg	8.00	9.00	10.00
変性アルコール/liter	8.00	9.00	10.00
レギュラーガソリン/liter	7.00	9.00	10.00
プレミアムガソリン/liter	7.00	9.00	10.00

ジェット燃料/liter	4.00	4.00	4.00
ケロシン/liter	3.00	4.00	5.00
ジェット燃料として使われるケロシン/ liter	4.00	4.00	4.00
ディーゼル/liter	2.50	4.50	6.00
液化石油ガス/kg	1.00	2.00	3.00
石油化学製品を生産するために使用さ れる原材料としてのLPG	0.00	0.00	0.00
アスファルト/kg	8.00	9.00	10.00
バンカー重油/liter	2.50	4.50	6.00
石油コークス/metric ton	2.50	4.50	6.00

以下の品目は免税対象

- ・原材料としてのナフサおよびパイロリシスガソリン
- ・発電所の供給原料としての石油コークス

このほか、鉱産物、加糖飲料、車両に関して物品税の増税が行われています。

7. 主要な印紙税

項目	旧税法	新税法
株式発行	200PHPにつき1PHP	200PHPにつき2PHP
株式移転	200PHPにつき0.75PHP	200PHPにつき1.5PHP
借入金	200PHPにつき1PHP	200PHPにつき1.5PHP
オペレー ティングリー ス	最初の2,000PHPに関しては 3PHP 超過する金額に関して 1,000ペソごとに1PHP	最初の2,000PHPに関しては 6PHP 超過する金額に関して 1,000PHPごとに2PHP

8. 法定遵守事項

帳簿記録

納税者は、全ての税務申告に関連する帳簿記録を保存する必要があります。以前は、仕訳帳と総勘定元帳およびそれに相当するもののみとされていました。また、四半期売上が50,000ペソを超えない納税者には、より簡単な帳簿で問題ないとされていました。

法定監査

帳簿の監査(法定監査)に関しては、以前は四半期売上が150,000ペソの会社に対して求められていましたが、年間売上が3,000,000ペソを超える会社が今後対象となります。

領収証等の発行義務

領収書(Official Receipt,O/R)や請求書(Invoice)を発行する必要がある金額を25ペソから100ペソに増加しています。

領収証等の電子発行義務

当該TRAIN(RA NO.10963)発行後5年以内で、かつ、必要な税務情報を保存・処理できるシステムが導入され次第、下記事業者は、電子でのO/RおよびInvoiceを発行することが強制されます。

- 製品やサービスの輸出に従事している事業者
- eコマース(電子商取引)に従事している事業者
- ラージタックスペイヤーのカテゴリーにいる事業者

電子売上データのBIRへの提出

当該TRAIN(RA NO.10963)発行後5年以内で、かつ、必要な税務情報を保存・処理できるシステムが導入され次第、次の事業者は、販売情報管理システム(POSシステム)を通じて、電子での売上データをBIRへ提出する必要があります。

- 製品やサービスの輸出に従事している事業者
- ラージタックスペイヤーのカテゴリーにいる事業者

延滞利息

全ての未払税務債務に関して、利息はBSPが定める明示的な規定がない限りにおいて法定利率の2倍に相当する利率で計算されて課されることとなります。また、今後延滞利息および滞納利息を同時に課すことはありません。

V. 税制改革法 Package2 (CREATE法) の概要

ドゥテルテ政権による一連の税制改革のうち、法人税等企業に影響を与えるパッケージ第2段法案が国会において継続的に審議されてきました。当該法案は TRABAHO、CITIRAと年度ごとに名称と内容の修正がなされてきましたが、2021年3月の大統領署名を踏まえ、2021年4月11日にCREATE (Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises Act) として発効されました。

CREATEは法人税の引き下げを行う一方、ドゥテルテ大統領が推進する公共投資の財源確保のため、外資輸出企業に付与している税務優遇措置を廃止・縮小する内容が主軸となっています。またCOVID-19がフィリピン経済全体に深刻な打撃を与えているため、緊急支援策を一部含む内容となっています。

戦略的投資優先計画(SIPP)に該当する新規事業の詳細など、今後明らかになる点もありますが、本章では2021年10月時点の情報に基づいて主要な項目について記載します。

1. 法人税率の見直し

従来30%から、国内企業の中小企業は20%、国内企業の大企業および外国法人は25%に、法人税率が引き下げられました。

※中小企業は、課税所得5百万ペソ以下、かつ、総資産1億ペソ以下の会社が該当します。

2. 既存の優遇措置の終了

CREATE発効に伴い、従来無期限に認められていたケースもあった優遇措置が有期となりました。ただし、CREATE発効前にPEZA等の投資促進機関への登録アクティビティ(事業)として優遇措置を享受している場合には、以下の猶予期間が与えられています。

- ITH(法人税免税期間)を享受していた場合は、当初予定されていた期間にわたって、ITHを引き続き享受可能
- 5%GIE(売上粗利相当の5%)を享受していた場合は、引き続き10年間優遇措置を享受可能
- ITHを享受しておりその後5%GIEを享受する資格がある場合は、両者合わせて10年間優遇措置を享受可能

参考—CEATE法施行(2021年4月11日)以前の優遇措置

BOI登録企業に対する優遇措置

<p>オムニバス投資法に基づく投資優先計画</p>	<p>オムニバス投資法に基づく優遇措置は、BOIに登録されたフィリピンの国内法に従って設立された会社などに対して認められています(オムニバス投資法については、第3章 事業規制 投資に関する法律と外資規制 - オムニバス投資法参照)。</p> <p>BOI登録企業は、主にパイオニア企業、非パイオニア企業と輸出企業に分類されます。パイオニア企業とは優先領域の事業を営む企業としてBOIに登録された企業です。一方、非パイオニア企業とは、パイオニア企業以外のBOI登録企業です。</p>
<p>優遇措置</p>	<p>BOI登録企業は主に以下のような優遇措置の適用を受けることができます。なお、<u>法人所得税の免税期間終了後は、通常税率で課税が行われます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法人所得税の免税 パイオニア企業・・・6年間 非パイオニア企業・・・4年間 (最長8年まで延長可) ● 原材料・半製品の購入に係る税金の税額控除 ● 輸入材料・スペア部品に係る輸入関税の免除 ● 輸出税・関税賦課金の免除 ● 労務費の50%の追加控除(登録後5年間に限る) <p>ただし、これらの優遇措置は会社単位ではなく、プロジェクト単位で認定される点に留意が必要です。プロジェクトに関連しない活動から生じる所得については、免税対象とならない点に留意が必要です。</p>
<p>PEZA登録企業に対する優遇措置</p>	
<p>特別経済地区</p>	<p>フィリピンでは、経済特区法(Special Economic Zone Act of 1995)に基づき経済特区が設置されています。経済特区へ入居し、PEZAへ申請・認可を得た企業は、PEZA登録企業として各種の優遇措置を受けることができます。日系企業の進出に関連する主な登録形態は、製造輸出企業とIT輸出企業の2種類に大別できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造輸出企業 70%以上を輸出する製品等の組立、製造、加工を行う

	<p>企業(ex.電子部品メーカー)。なお、輸出のみならず、PEZA企業向けの製造も間接輸出とみなされ、輸出金額に算定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ITサービス輸出企業 70%以上を海外の顧客に提供する情報技術サービスを行う企業 (ex. ソフトウェア開発、コールセンター) ● その他 経済特区開発企業、ITパーク開発企業、物流・倉庫企業(※)等 <p>※物流・倉庫企業は、現在ではインセンティブが輸入関税免除とVAT免除に限定されており、法人税等の優遇措置はありません。</p>
優遇措置	<p>【ITH】 法人税の免税や労務費の追加控除等、BOI登録企業と同様の優遇措置を受けることができます。これに加えPEZA登録企業は、固定資産税を除く全ての国税および地方税が免除となる恩恵を受けることができます。すなわち法人税、付加価値税、関税といった税金は全て免除となります。ただし、これらの優遇措置は会社単位ではなく、プロジェクト単位で認定される点に留意が必要です。プロジェクトに関連しない活動から生じる所得については、免税対象とならない点に留意が必要です。</p> <p>【5%GIE】 上記のタックスホリデー終了後は、稼得総所得×5%で計算される特別税を支払う必要があります。内訳は、それぞれ国に3%、地方政府に2%となっています。ここでの稼得総所得は売上高から売上原価を差し引いた残額を指します。付加価値税や関税等その他の税金については、法人所得税の免税期間終了後も引き続き支払が免除されます。</p> <p>【固定資産税】 なお、固定資産税については、タックスホリデーの期間は課税されることとなりますが、タックスホリデー終了後は課税が免除されます。</p>
CDC、SMBA登録企業に対する優遇措置	
クラーク自由港地区	2007年よりクラーク特別経済地区の一部がクラーク自由港区として別個の管理区となりました。クラーク自由港区は、クラーク

	ク開発公社(CDC, Clerk Development Corporation)により管理・運営が行われています。クラーク自由港区入居企業は、原材料や機械設備の輸入について関税などが免除されるほか、通常の国税や地方税は課税されず稼得総所得×5%の特別税が適用されます。
スービック特別経済地区、スービック自由港地区	スービック特別経済地区およびスービック自由港地区は、スービック湾都市局(SBMA, Subic Bay Metropolitan Authority)によって管理運営が行われています。クラーク自由港地区と同様に原材料や機械設備の輸入について関税などが免除されるほか、通常の国税や地方税は課税されず稼得総所得×5%の特別税が適用されます。

3. 新規登録事業に対する優遇措置の付与

CREATE施行後の優遇措置の内容は、第5章 投資に対する優遇措置を参照ください。

4. その他

項目	内容
不当留保金課税の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 従来、獲得した所得(利益)を払込資本の100%を超えて留保している会社に対して、留保額に対して10%の課税をする規定があったが、撤廃 ただし、同様の規定は会社法にも存在するため、会社法の規定に違反した場合にはペナルティが課されるため、留意が必要
最低法人所得税(MCIT)の引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> 従来、計算される法人税額が売上総利益の2%で計算されるMCITを下回る場合、MCITを納付する必要があったが、2020年7月1日から2023年6月30日までの間は、MCIT率が2%から1%に引き下げ
COVID-19対応	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン等にかかる関税等の免除

KPMGフィリピンのサービス内容

サービスライン	サービス内容
会計監査サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定監査 ● 四半期決算書類のレビュー業務 ● 連結財務諸表作成目的のパッケージ監査・レビュー業務 ● 増資時の監査 ● 機能通貨選択に関する監査
税務・法務サービス	<p>【税務コンプライアンス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国内税務・法務問題に対する支援業務ならびに意見書の作成 ● 法人税その他各種税務申告書の作成あるいはレビュー ● 駐在員に対する税務サービス（個人所得税申告サービス等） ● 移転価格文書化／分析 ● VAT還付サポート ● 租税条約申請 (TTTA/RFC) 申請サポート ● その他税務申告サービス（キャピタルゲインタックス、印紙税等） <p>【税務調査への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税務調査への立会および対応支援サービス ● 関税調査への対応支援サービス <p>【直接投資支援サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会社設立、増資および減資等の会社法関連サービス ● 外国投資の認可ならびに優遇措置の申請手続きサービス ● 輸出入許可証取得のサポート ● 企業再編、統廃合、撤退の支援 ● 企業買収・売却に関わる税務アドバイザーサービス
アドバイザーサービス	<p>【リスクコンサルティング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 内部統制監査制度対応のための内部統制の構築と文書化に関する支援業務 ● 内部統制監査制度対応のための経営者評価に

	<p>係る支援制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社内不正調査あるいは不正関連サービス <p>【M&A支援関連サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財務デューデリジェンスならびに株価評価 ● ファイナンシャルアドバイザーサービス ● リストラクチャリングサービス <p>【マネジメントコンサルティングサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業務プロセスの評価と再構築支援 ● 地域統合会社設立支援(域内組織および業務の整理・統合) ● 決算早期化プロジェクト支援サービス ● ITシステムの評価と導入コンサルティング <p>※上記サービスを会計監査の関与先に提供する場合には、一定の制限がかかる場合がありますので、あらかじめKPMGまでご相談ください。</p>
--	---

連絡先

R.G.Manabat & Co.
KPMG Philippines

櫻井 博之(さくらい ひろゆき)
Senior Manager / 日本国公認会計士
Email : hsakurail@kpmg.com

宇田川 顕悟(うだがわ けんご)
Senior Manager / 日本国公認会計士
Email : kudagawal@kpmg.com

オフィス

Manila - Head Office:
6th Floor KPMG Center
6787 Ayala Avenue
Makati City, Metro Manila

T: +63 (2) 885 7000
F: +63 (2) 894 1985
Email : ph-manila@kpmg.com

Iloilo office:
2rd Floor, Insular Life Building
General Luna street
Iloilo City

T: +63 (33) 509 5358
F: +63 (33) 338 0849
Email : ph-iloilo@kpmg.com

Cebu office:
Units 1&2, 12th Floor,
MDCT Building
Lot 9, Block 20, Leyte Loop
Cebu Business Park,
Cebu City

T: +63 (32) 233 9325
F: +63 (32) 233 9327
Email : ph-cebu@kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 R.G. Manabat & Co., a Philippine partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 22-1006

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.